

## 資料編

## 資料編 1-1-1 鳩山町防災会議条例

(昭和 39 年条例第 152 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、鳩山町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鳩山町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号にかかげるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がこの職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 埼玉県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 埼玉県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防長及び消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が委嘱する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員の定数は、それぞれ 2 人、4 人、1 人、10 人、5 人及び 5 人以内とする。
- 7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和 39 年 2 月 26 日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 23 日条例第 18 号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 13 日条例第 14 号)  
この条例は、公布の日から施行する。

## 資料編 1-2-1 急傾斜地崩壊危険箇所（急傾斜地法）

番号	箇所名	所在地
112	年中唐沢	大字石坂字年中唐沢
113	年中唐沢	大字石坂字年中唐沢
114	母貴	大字高野倉字母貴
115	上沢池田	大字石坂字上沢池田

## 資料編 1-2-2 急傾斜地崩壊危険箇所（土砂災害防止法）

平成 24 年 4 月 1 日現在

箇所番号	箇所名	所在地	
		大字	字
11105-I-0801	重郎	石坂	重郎
11105-I-0802	池田	石坂	上澤・池田
11105-I-0803	唐沢	石坂	唐沢
11105-I-0804	年中	石坂	年中
11105-I-0805	上澤・池田	石坂	上澤・池田
11105-I-0806	楓ヶ丘三丁目	楓ヶ丘三丁目	
11105-I-0807	松ヶ丘三丁目	松ヶ丘三丁目	
11105-II-0808	母貴	高野倉	母貴
11105-II-0809	鎌倉	熊井	鎌倉
11105-II-0810	母貴-1	高野倉	母貴
11105-II-0811	二本松	高野倉	二本松
11105-II-0812	二本松	高野倉	二本松
11105-II-0813	母貴-4	高野倉	母貴
11105-II-0814	池田	石坂	池田
11105-II-0815	金澤	泉井	金澤
11105-III-0816	熊井-1	熊井	
11105-III-0817	熊井-2	熊井	
11105-III-0818	唐澤	石坂	唐澤
11105-III-0819	年中	石坂	年中
11105-III-0820	年中	石坂	年中
11105-III-0821	石澤	石坂	石澤
11105-III-0822	石澤	石坂	石澤

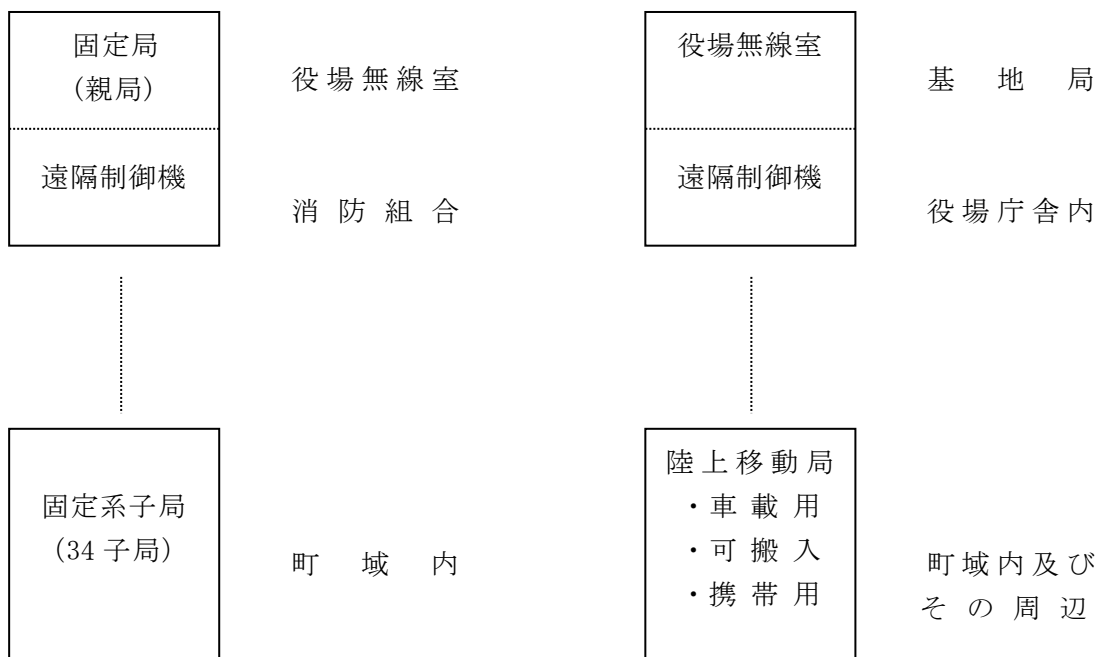
## 資料編 1-4-1 防災行政無線の状況

- (1) 鳩山町防災行政無線局の構成図
- (2) 固定系屋外拡声子局設置場所一覧
- (3) 移動無線系子局設置場所一覧（機種別）

## (1) 鳩山町防災行政無線局の構成図

(固定系)

(移動系)



## (2) 固定系屋外拡声子局設置場所一覧

平成 19 年 4 月 1 日現在

番号	設 置 場 所		設 置 状 況			
	名 称	所 在 地	空 中 線		ス ピ ー カ ー	
			空中線柱	空中線	レフレックス	ストレート
0	役場屋上	大字大豆戸 184-16	-	-	-	-
1	大橋集会場	大字大橋 621-1	スーパーホール	3 素子八木	4	-
2	大橋板谷	大字大橋 96-1	〃	〃	4	-
3	奥田公会堂	大字奥田 77-2	〃	〃	3	1
4	須江大沼	大字須江 653-1	〃	〃	3	-
5	農村センター	大字須江 190-1	〃	〃	2	1
6	竹本下	大字竹本 1151-1	〃	〃	2	2
7	竹本公会堂	大字竹本 804	〃	〃	2	1
8	竹本上	大字竹本 365	〃	〃	2	1
9	泉井新沼	大字泉井 768-9	〃	〃	1	3
10	亀井小学校	大字泉井 511-1	〃	〃	4	-
11	高野倉	大字高野倉 169-1	〃	〃	2	1
12	熊井黒石神社	大字熊井 1122	〃	〃	2	2
13	熊井前河橋	大字熊井 468-1	〃	〃	2	2
14	下熊井公会堂	大字熊井 219-2	〃	〃	3	1
15	鳩山駐在所	大字熊井 15-2	〃	〃	4	-
16	今宿仮宿	大字今宿 32-1	〃	〃	1	1
17	小用公会堂	大字小用 399-1	〃	〃	4	-
18	大豆戸南精進場	大字大豆戸 464-1	〃	〃	3	1
19	大豆戸公会堂	大字大豆戸 788-1	〃	〃	3	1
20	赤沼中	大字赤沼 2134	〃	〃	4	-
21	今宿小学校	大字赤沼 370	〃	〃	1	3
22	赤沼色原	大字赤沼 113-1	〃	〃	2	2
23	石坂集会所	大字石坂 1429-3	〃	〃	2	1
24	池田浄水場	大字石坂 1167	〃	〃	2	-
25	石坂秋葉神社	大字石坂 332-3	〃	〃	2	-
26	公民館石坂分館	大字石坂 875-17	〃	〃	3	1
27	パンダ公園	楓ヶ丘 4-5	〃	〃	3	1
28	もくば公園	楓ヶ丘 3-17	〃	〃	2	1
29	多世代活動交流センター	松ヶ丘 4-1	〃	〃	2	1
30	東出張所	松ヶ丘 1-1	〃	〃	3	1
31	梅沢集会所	鳩ヶ丘 5-16	〃	〃	4	-
32	しばふ公園	鳩ヶ丘 2-15	〃	〃	3	-
33	今宿八坂神社	大字今宿 236	〃	〃	4	-

## (3) 移動無線系子局設置場所一覧（機種別）

平成 25 年 4 月 1 日現在

番号	呼出名称	機種	配置課	設置又は配置	備考 (車種、ナンバー熊谷〇〇)	
1	はとやま 1	車載	生活環境課	資材運搬車	キャブオーバ	44 む 8398
2	はとやま 2	車載	まちづくり推進課	資材運搬車	ダイクダンプ	44 ま 240
3	はとやま 5	車載	政策財政課	町内連絡車	ブーン	501 た 9663
4	はとやま 6	車載	政策財政課	転作指導車	カーラバン	400 さ 6118
5	はとやま 7	車載	政策財政課	区画整理連絡車	ハイゼットカーゴ	480 う 8251
6	はとやま 8	車載	政策財政課	道路河川管理車	マーチ	501 つ 7325
7	はとやま 9	車載	政策財政課	町内連絡車	アルト	40 ら 653
8	はとやま 10	車載	政策財政課	公害パトロール車	ADバン	400 そ 1458
9	はとやま 11	車載	生涯学習課	スポーツ連絡車	デミオ	500 の 704
10	はとやま 14	車載	健康福祉課	ケースワーカー車	インサイト	501 む 1651
11	はとやま 15	車載	政策財政課	税務連絡車	エッセ	580 る 4168
12	はとやま 16	車載	政策財政課	福祉連絡車	デリカワゴン	300 も 1351
13	はとやま 17	車載	政策財政課	健康相談車	カルデアワゴン	59 ふ 7685
14	はとやま 18	車載	政策財政課	町内連絡車	マーチ	501 と 5962
15	はとやま 19	車載	政策財政課	町内連絡車	インサイト	501 て 5997
16	はとやま 20	車載	生活環境課	交通指導車	ウイングロード	59 む 9535
17	はとやま 21	車載	政策財政課	町内配布連絡車	エブリイ	40 ら 304
18	はとやま 22	車載	政策財政課	建築指導車	インサイト	501 て 6484
19	はとやま 23	車載	—	—	—	—
20	はとやま 51	車載	水道課	水道業務車	カルデアワゴン	44 も 2415
1	はとやま 3	車・携帯	—	—	—	—
2	はとやま 4	車・携帯	政策財政課	研修送迎車	ハイエース	58 つ 8946
3	はとやま 12	車・携帯	まちづくり推進課	道路河川巡回車	ADバン	400 せ 1579
4	はとやま 52	車・携帯	水道課	施設維持管理車	セレナ	500 ふ 1072
5	はとやま 53	車・携帯	水道課	施設維持管理車	アトラス	44 ま 5138
1	はとやま 13	可搬	総務課	防災無線室		
2	はとやま 31	可搬	総務課	東出張所		
3	はとやま 32	可搬	総務課	防災無線室		
1	はとやま 101	携帯	総務課	防災無線室		本部長
2	はとやま 102	携帯	総務課	防災無線室		総務課長
3	はとやま 103	携帯	総務課	防災無線室		秘書担当
4	はとやま 104	携帯	総務課	防災無線室		防災担当
5	はとやま 105	携帯	総務課	防災無線室		防災担当

## 資料編 1-4-2 消防職員配置状況一覧表

平成 25 年 4 月 1 日現在

所 属	階 級	消 防 吏 員						その他		合 計		
		消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	主査		主任	
消 防 本 部	消 防 長	1									1	
	次 長		1								1	
	総 務 課	課 長		1								1
		専 門 員		1								1
		副 課 長			1							1
		総 務 担 当			1		2					3
		警 防 担 当					1				1	2
	小 計		2	2		3				1	8	
	予 防 課	課 長		1								1
		主 幹			2							2
		予 防 担 当						1				1
		保 安 指 導 担 当								1		1
	小 計		1	2			1		1		5	
	鳩 山 分 署	分 署 長			1							1
主 幹				1							1	
第 1 担 当					4	2		2			8	
第 2 担 当					5	2	1	1			9	
小 計				2	9	4	1	3			19	
合 計		1	4	6	9	7	2	3	1	1	34	

( ) は兼務

## 資料編 1-4-3 消防団員編成一覧表

平成 25 年 4 月 1 日現在

団 名	階 級	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	合 計
		鳩 山 消 防 団	本 部	1	2				
	第 1 分 団			1	1	2	4	20	28
	第 2 分 団			1	1	2	4	20	28
	第 3 分 団			1	1	2	4	20	28
	合 計	1	2	3	3	6	12	60	87

※消防団定数は 93 名(女性団員を含む)

## 資料編 1-4-4 消防車両等の状況一覧表

平成 25 年 4 月 1 日現在

所属	車両名称	車名及び形式	エンジン性能	使用年数	備考
消防本部	西入間総務 1 号車	トヨタエスティマハイブリット DAA-AHR20W	2360cc	3 年 5 ヶ月	
	西入間総務 2 号車	トヨタカローラ GE-AE110	1490cc	7 年 6 ヶ月	無線
	西入間総務 3 号車	トヨタプリウス DAA-ZVW30	1790cc	2 年 6 ヶ月	無線
	西入間予防 1 号車	トヨタライトエース ABF-S402M	1490cc	1 年 6 ヶ月	無線・火災調査一式
	西入間予防 2 号車	スズキエブリイ EBD-DA64V	650cc	6 年 0 ヶ月	無線・火災調査一式
消防署	西入間指揮 1 号車	トヨタハイエース KC-KZH138S	2980cc	15 年 4 ヶ月	無線・指揮本部機材一式 火災調査機材一式
	西入間 1 号車	日野レンジャー BDG-GX7JGWA 改	6400cc	3 年 4 ヶ月	無線・ポンプ A2 級・水槽 2t 圧縮空気泡消火装置・電動ホースカー
	西入間 2 号車	日野レンジャー BDG-XZU378M 改	4000cc	2 年 2 ヶ月	無線・ポンプ A2 級・水槽 0.7t ホムプロ泡消火装置・電動ホースカー
	西入間化学 1 号車	日野レンジャー U-GD3HGAA 改	7412cc	19 年 1 ヶ月	無線・ポンプ A2 級・高圧 P 水槽 1.3t・薬剤 0.5t
	西入間救助 1 号車	日野レンジャー PB-GX7JGWA 改	6403cc	8 年 1 ヶ月	無線・照明装置・クレーン ウインチ・救急資材一式
	西入間梯子 1 号車	日野 PR2FNAF	17230cc	22 年 1 ヶ月	無線・30m 級・ポンプ A2 級 4 輪操舵
	西入間水槽 1 号車	日野レンジャー P-FS270BD	13267cc	25 年 4 ヶ月	無線・可搬ポンプ B3, C1 級 ステンレス製水槽 10t
	西入間積載 1 号車	トヨタダッ付 KC-BU212	4100cc	14 年 2 ヶ月	無線・クレーン
	西入間積載 2 号車	スバルサンバー LE-TT2	657cc	6 年 2 ヶ月	無線
	西入間積載 3 号車	スズキキャリイ M-DB51T	657cc	22 年 2 ヶ月	
	救急西入間 1 号車	トヨタハイメテック CBF-TRH226S	2693cc	4 年 3 ヶ月	無線・電話・除細動器 輸液セット
	救急西入間 2 号車	トヨタグランビア TC-VCH38S	3378cc	10 年 1 ヶ月	無線・輸液セット
鳩山分署	鳩山指令 1 号車	ダイハツハイゼット GBD-S331V	650cc	4 ヶ月	無線
	鳩山 1 号車	日野レンジャー KK-GX1JGWA 改	7960cc	9 年 3 ヶ月	無線・ポンプ A2 級・水槽 2t
	鳩山 2 号車	トヨタダッ付 U-BU66H 改	3660cc	19 年 1 ヶ月	無線・ポンプ A2 級
	救急鳩山 1 号車	トヨタハイエース CBF-TRH226S	2690cc	3 ヶ月	無線・電話・除細動器 輸液セット
鳩山消防団	第 1 分団	トヨタ KC-H2J75	4160cc	16 年 2 ヶ月	ポンプ A2 級
		イスズ KK-NHS69EA	3050cc	11 年 6 ヶ月	可搬ポンプ B3 級
	第 2 分団	トヨタ KC-H2J75	4160cc	17 年 2 ヶ月	ポンプ A2 級
		イスズ KK-NHS69EA	3050cc	11 年 6 ヶ月	可搬ポンプ B3 級
	第 3 分団	イスズ NKS71G	4570cc	12 年 2 ヶ月	ポンプ A2 級
		イスズ KK-NHS69EA	3050cc	11 年 6 ヶ月	可搬ポンプ B3 級



## 資料編 1-4-5 消防水利状況一覧表

平成 25 年 4 月 1 日現在

		口 径	公 設	私 設	その他	合 計
消 火 栓	地 上	150 mm以上				
		75mm 以上 150 mm未満				
	地 下	150mm 以上	164			164
		75mm 以上 150 mm未満	87			87
	計		251			251
防 火 水 槽	100 t 以上			2		2
	60 t 以上 100 t 未満			1		1
	40 t 以上 60 t 未満		95	50		145
	20 t 以上 40 t 未満		74	9		83
	20 t 未満		2			2
	計		171	62		233
そ の 他 の 水 利	プ ー ル					
	河 川				1	1
	池				1	1
	沼				37	37
	湖					
	井 戸					
	そ の 他					
計				39	39	
合 計		422	62	39	523	

※ 公設とは、西入間広域消防組合管理の指定水利であるものをいう。

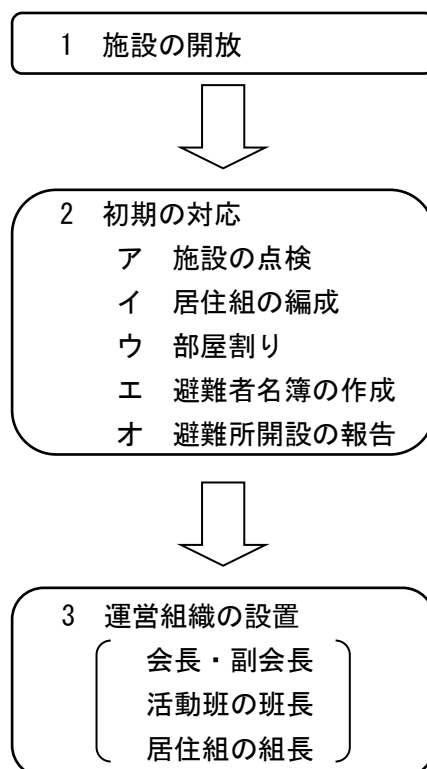
## 資料編 1-4-6 避難所運営マニュアル

## 第1章 避難所の運営

地震等の大災害時には、被災地からたくさんの避難者が避難所に集まってくる。

町職員や施設管理者がすぐに避難所に到着できない場合で、直ちに避難所を解放する必要があるときは、自主防災組織又は自治会の代表者が、施設の安全を確認した後、開放し、避難者を受け入れる。

なお、避難者の受け入れに当たっては、避難行動要支援者のうち特段の配慮を必要とする者について、別棟の避難所を確保するよう努める。

施設の開放から運営組織の設置までの流れ

## 第1 避難所の開設

## 1 初期の対応

避難所の開設は、町職員又は施設管理者が行い、本格的な避難所組織ができるまで避難所の運営に当たり、早急に以下の仕事を行う。

## (1) 施設の点検

- ・施設の危険状況を確認する。
- ・危険度判定は、専門の資格保持者（応急危険判定士又は建築士）を伴って行う。
- ・危険と認められる場所は、立入り禁止とし、表示する。

## (2) 居住組の編成

- ・世帯と地域を単位とし、居住組を編成する。
- ・居住組の編成には、血縁関係や居住地域を考慮する。

- ・地域内に居住していない避難者（観光客、通勤・通学者）については、年齢や性別等を考慮して居住組を編成する。
  - ・介護が必要な避難行動要支援者は、心身の障害の特質に応じた居住空間の確保に特別に配慮した上、介護者とともに居住組を編成する。
  - ・盲導犬、介助犬等生活必要不可欠な動物又は家族同様に生活の支えとなっている動物と寝食を共にする避難者については、居住空間の確保に特別に配慮した上、居住組を編成する。
  - ・居住組の目安は40人程度とする。
  - ・各居住組は、組長及び副組長を選出する。
  - ・組長及び副組長は、避難者が孤立しないよう生活上の配慮をする。
- (3) 部屋割り
- ・施設内のどの部分を避難所として利用するかを決定する。
  - ・避難者全員分の居住空間を確保する。
  - ・介護が必要な避難行動要支援者を優先して、部屋割りをする。
- (4) 避難者名簿の作成
- ・記入用紙を各世帯に配布し、記入してもらう。（様式1）
  - ・名簿は、居住組別に整理する。
  - ・避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を整理する。
- (5) 避難所開設の報告（様式2）
- ・避難所を開設したときは、避難者数、負傷者、連絡窓口等を災害対策本部に報告する。
- 2 運営組織の設置
- ・避難所の運営は、避難者自身による自主組織を中心とする。
  - ・避難所を運営するために、居住組の組長の会議により、会長及び副会長を選出する。
  - ・避難所の運営組織は、会長、副会長と各活動班の班長、各居住組の組長で構成する。
  - ・活動班は、総務班、情報班、食料・物資班、施設管理班、保健・衛生班、ボランティア班で構成する。
  - ・各活動班の班員は、各居住組の組長から推薦を受けて、会長が指名する。
  - ・各活動班の班長は、班員の中から会長が指名する。
  - ・女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には、複数の女性を参加させる。
  - ・町職員又は施設管理者は、運営組織が設置されたときに事務を引き継ぐと共に、円滑に組織が運営できるようにサポートする。

## 第2 運営会議

運営会議は、避難所の円滑な運営を図るために開催する。

- 1 要領の作成
  - ・運営組織は、会議を開催するために、「避難所運営会議要領」（様式3）を作成する。
- 2 会議の運営
  - ・会長は、「避難所運営会議要領」に基づき、会議を開催し、円滑に運営する。
- 3 決定事項の処理
 

会議の決定事項は、次のとおり処理する。

  - ・災害対策本部に要請する。
  - ・居住組の組長を通じて、避難者に周知する。
  - ・活動班の班長を通じて、班員に周知する。

## 第3 活動班の役割

たくさんの避難者が共同生活を行っていくためには、多くの仕事があるので、仕事内容に応じた活動班を設け、効率よく作業を行う。

- 1 総務班の仕事
  - (1) 避難者の管理
    - ア 避難者名簿の管理
      - ・避難者の状況（現在数・退所者数・入所者数）を把握し、常に最新の名簿に更新する。

## イ 入所者・退所者の管理

- (ア) 入所者がいたら
  - ・新しい入所者に記入用紙を渡し、記入してもらい、名簿に加える。
  - ・空いているスペースを確認して、部屋割りをを行う。
  - ・避難所の生活ルールについて、新しい入所者に説明する。
- (イ) 退所者がいたら
  - ・退所者の退所日時、連絡先などを記録する。
  - ・退所者の空きスペースを把握し、新しい入所者のために活用する。
  - ・退所者の情報（避難者名簿に記載されている情報）はそのまま残す。
- (ウ) 外泊者の管理（様式 4）
  - ・外泊届用紙を作成し、氏名、期間、連絡先等を記載してもらう。
  - ・各組の組長を通じ、外泊届けを受理し、外泊者を把握する。
- (2) 問い合わせへの対応
  - ・安否確認に対応する。
  - ・避難者への伝言を掲示する。
- (3) 来客者への対応
  - ・避難者のプライバシーを確保するため、来客者には、居住空間には立ち入らせないで、入口近くに面会所を用意して対応する。
- (4) 取材への対応
  - ・取材に当たっての注意事項を伝える。（様式 5）
  - ・取材をする場合には、受付用紙に記載させる。（様式 6）
  - ・避難者の寝起きする居住空間での見学・取材は禁止する。
  - ・避難者のプライバシーを確保するため、取材には、必ず班員が立ち会う。
- (5) 郵便物・宅配便の荷物の取次ぎ
  - ・郵便物及び宅配便の荷物は、郵便局員及び宅配業者から直接避難者へ手渡しさせる。
  - ・手渡しが困難な場合、郵便物及び宅配便の荷物は総務班で保管する。
- (6) 記録
  - ・避難所の運営を記録する。
- (7) 困りごと相談
  - ・生活の困りごとを相談する窓口を設置する。

## 2 情報班の仕事

- (1) 情報収集
  - ア 関係機関からの情報収集
    - ・各種機関へ直接連絡をとり、必要な情報を収集する。
  - イ 他の避難所との情報交換
    - ・避難所の混雑を防ぐため、避難者の受け入れ状況について、地域内の避難所同士で情報交換する。
  - ウ 各種マスコミからの情報収集
    - ・テレビ、ラジオ、新聞などにより、情報収集する。
- (2) 災害対策本部への情報伝達
  - ・避難所の状況を定期的に報告する。
  - ・運営会議の要望を伝達する。
- (3) 避難所内への情報伝達
  - ・掲示板を作成する。
  - ・避難所内での情報伝達は、掲示板への記載又は張り紙を用いることとし、併せて、管内放送や口頭で知らせる。
  - ・避難者へ定期的に掲示板を見るように呼びかける。
  - ・掲示板に記載する情報には、掲示開始日時を記載する。

## 3 食料・物資班の仕事

- (1) 食料・物資の調達
  - ・必要な食料・物資を災害対策本部に要請する。

- ・各避難者に持ち寄った食料の提供を呼びかける。
  - (2) 食料・物資の受入
    - ・食料・物資受入簿を作成する。(様式7)
    - ・食料・物資の受入のための専用のスペースを設ける。
    - ・食料・物資の受入・仕分に必要な人員を確保する。
  - (3) 食料の管理・配給
    - ア 食料の管理
      - ・食料管理簿を作成する。(様式8)
      - ・食料の種類と在庫数を常に把握しておく。
      - ・食料の保管には十分に注意を払う。
      - ・不要な食料は災害対策本部に返却する。
    - イ 食料の配給
      - ・食料は世帯単位とし、代表者に配給する。
      - ・食料は、避難行動要支援者に優先して配給する。
  - (4) 物資の管理・配給
    - ア 物資の管理
      - ・物資管理簿を作成する。(様式9)
      - ・物資の種類と在庫数を常に把握しておく。
      - ・物資の管理には十分に注意を払う。
      - ・不要な物資は災害対策本部に返却する。
    - イ 物資の配給
      - ・物資の配給は世帯単位とし、代表者に配給する。
      - ・物資は、避難行動要支援者に優先して配給する。
- #### 4 施設管理班の仕事
- (1) 危険箇所への対応
    - ・余震が発生した場合には、専門家による施設の危険度判定を要請する。
    - ・危険箇所は「立ち入り禁止」を表示する。
    - ・危険箇所の補修を施設管理者に要請する。
  - (2) 防止・防犯
    - ・火気の取扱い場所及び喫煙場所を指定する。
    - ・火気の取扱いに注意を呼びかける。
    - ・夜間の当直制度を設ける。
    - ・夜間の巡回を行い、外部者の出入りをチェックする。
- #### 5 保健・衛生班の仕事
- (1) 医療・介護
    - ・近隣の救護所の開設状況を把握する。
    - ・医療機関の開設状況を把握する。
    - ・健康相談を行う窓口を設ける。
    - ・医薬品の種類、数量について把握する。
    - ・傷病者について把握する。
    - ・避難所での生活が困難な者については、施設や病院への収容を要請する。
  - (2) トイレ
    - ・使用可能状況を調べる。
    - ・トイレ用水を確保する。
    - ・仮設トイレを設置する。
  - (3) 衛生管理
    - ・「手洗い」を徹底させる。
    - ・食器の衛生管理を徹底させる。
    - ・風邪などの感染症の防止に努める。
  - (4) 生活用水の管理
    - ・生活用水は用途に応じて分ける。

- ・節水に努める。
  - (5) 清掃
    - ア 供用部分の清掃
      - ・居住組を単位として当番制を作り、交代で清掃を実施させる。
    - イ 居室部分の清掃
      - ・個室の清掃を実施させる。
  - (6) ゴミ
    - ・避難所敷地内にゴミ集積場を設置する。
    - ・ゴミの分別収集を徹底し、ゴミ集積場を清潔に保つ。
  - (7) ペット
    - ・ペット飼育者名簿を作成する。(様式 10)
    - ・敷地内の屋外にペットハウス(テントなど)を設け、飼育する。
    - ・ペットの飼育は、飼い主に全責任をもって行わせる。
- 6 ボランティア班の仕事
- ・ボランティア受付簿を作成する。(様式 11)
  - ・ボランティアセンターの登録を確認する。
  - ・ボランティアの役割分担を決める。
  - ・ボランティアに名刺や腕章を着用させる。

## 第2章 生活の配慮とルール

### 第1 生活の配慮

避難所で多くの人が快適な共同生活を送るため、次の事項に配慮する。

- 1 プライバシーの配慮
  - ・個人情報の取扱いについては、十分注意する。
  - ・間仕切りの設置により個人や世帯のプライバシーを保護する。
  - ・プライバシーに関することは、直接本人に伝える。
- 2 災害時要援護者等への配慮
  - ・高齢者、障がい者、その他生活に特別な配慮を必要とする避難者には、一人ひとりの心身の状況に応じた生活ができるよう配慮する。
  - ・視覚障害や移動の不自由な高齢者や障がい者には、音声による情報提供を行う。
  - ・固形食の摂取が困難な高齢者や障がい者の食料に配慮する。
  - ・高齢者や障がい者用に洋式トイレを用意する。
- 3 女性への配慮
  - ・専用トイレ、着替えや授乳場所を確保する。
  - ・女性専用の相談窓口を設置する。
- 4 外国人への配慮
  - ・外国人には、使用する言語や生活習慣等に配慮する。
  - ・日本人の放送に合わせ、外国語による放送にも努める。
  - ・掲示板への記載及び案内表示については、外国語表記のものを用意するように努める。
  - ・相談窓口には、通訳を配置するよう努める。
  - ・資料は、外国語の資料も用意するように努める。

### 第2 生活ルールの周知

多くの避難者が共同生活を送るため、「避難所生活の心得」を定め、避難者に周知できるようわかりやすい場所に掲示し、あわせて入所者に配布する。(様式 12)

### 第3 避難所運営のための様式類等

避難所の案内図、施設の配置図、各種の様式をあらかじめ作成しておく。

- 1 案内図(周辺地図) 一省略
- 2 施設の配置図(現況、使用予定図) 一省略
- 3 避難所名簿用紙(様式 1)

- 
- 4 避難所開設報告（様式 2）
  - 5 避難所運営会議要領（様式 3）
  - 6 外泊届用紙（様式 4）
  - 7 取材者への注意事項（様式 5）
  - 8 取材者用受付用紙（様式 6）
  - 9 食料・物資受入簿（様式 7）
  - 10 食料管理簿（様式 8）
  - 11 物資管理簿（様式 9）
  - 12 ペット飼育者名簿（様式 10）
  - 13 ボランティア受付簿（様式 11）
  - 14 避難所生活の心得（様式 12）
  - 15 避難所伝言掲示板（様式 13）

(様式1)

## 避難者名簿用紙

避難所名		受付者	
------	--	-----	--

世帯単位で記入

住所						大字・ 自治会名	
Tel							
(フリガナ) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	避難日	退去日	離散家族の 氏名・続柄
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					
		男 ・ 女					



(様式2)

## 避難所状況報告書（第1報）～開設後すぐ

- ※ 避難所を開設したら、災害対策本部（296-〇〇）までファックスして下さい。ファックスが使えない場合には、下記通信欄の内容を（296-1211）まで電話で連絡してください。
- ※ 第1報です。わかる範囲で報告してかまいませんから、速やかに報告してください。

避難所名	
開設日時	月 日 時 分
避難理由	避難指示・避難勧告・自主避難

災害対策本部受信者

報告日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所 連絡手段	FAX - - ・ 電話番号 - - その他		
避難所 の 状 況 等	避難者数・避難世帯数	人（男性 人・女性 人） 世帯	
	避難所の応急危険度判定	未実施・安全・要注意・危険	
	ライフラインの状況	断水・停電・ガス停・電話不通・携帯電話不通	
緊急を要する事項（負傷者等の状況を中心に箇条書きで記入してください）			
参集した避難所担当者			
参集した施設管理者			

(様式3)

## 避難所運営会議要領

(目的)

第1条 避難所の運営について協議するため、避難所運営会議（以下「運営会議」という。）を設ける。

(運営会議)

第2条 運営会議は、会長、副会長、活動班の班長及び居住組の代表者各1名をもってあてる。

(協議)

第3条 運営会議は、避難所の円滑な運営を図るため、必要な事項について協議する。主な協議事項は以下のとおり。

- (1) 役員の選出
- (2) 避難所の運営方針
- (3) 行政機関への要請、申し入れ
- (4) ボランティアの受け入れ
- (5) マスコミ取材への対応方針
- (6) 避難所のルールづくり
- (7) 活動班の編成
- (8) その他必要な事項

(運営会議の組織)

第4条 運営会議には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 各活動班の班長 各1名

(役員の職務)

第5条 会長は、運営会議を代表し、避難所の事務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときには、その職務を代行する。
- 3 各活動班の班長は、班を総括する。

(活動班)

第6条 運営会議に、次の活動班を設ける。また、必要に応じて、活動班を新設、統合する

- (1) 総務班  
避難者の管理、問い合わせへの対応、来客者への対応、取材への対応、郵便・宅配便の荷物の取り次ぎ、避難所運営の記録、困りごと相談窓口の設置など
- (2) 情報班  
情報収集、災害対策本部への情報伝達、避難所内への情報伝達など
- (3) 食料・物資班  
食料・物資の調達、食料・物資の受入、食料の管理・配給、物資の管理・配給など
- (4) 施設管理班  
危険箇所への対応、防火・防犯
- (5) 保健・衛生班  
医療・介護、衛生管理、生活用水の管理、ゴミ、トイレ、掃除、ペットに関する事
- (6) ボランティア班  
ボランティアの受入

(会議)

第7条 運営会議は、毎日\_\_\_\_時に定例会を開催し、会長が議長となる。また、避難所の運営活動等のため会長が必要と認めたとき臨時に会議を開催する。

(疑義)

第8条 避難所の運営について、この要領を定められていない事項又は疑義が生じた場合は、その都度運営会議で協議して決定する。

(様式4)

## 外泊届用紙

(ふりがな)		居住組
氏名		
外泊期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (計 日間)	
同行者		
緊急の場合の連絡先 (希望者のみ)		

(様式5)

## 取材者への注意事項

## 取材をされる方へ

当避難所内にて取材を行う場合には以下の点に留意くださるようお願いいたします。

- ◆避難所内では身分を明らかにしてください。
  - ・避難所内では、胸などの見えやすい位置に必ず「取材者バッジ」を携帯してください。
- ◆避難者のプライバシーの保護にご協力ください。
  - ・避難所内の見学の際には、係員の指示に従ってください。
  - ・見学できる部分は、避難所の共有空間のみです。居住空間や避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。
  - ・避難所内の撮影や避難者へ話しかけたり、カメラを向けたりすることはくれぐれも慎んでください。
- ◆取材に関する問い合わせは総務班へお願いします。
  - ・取材が終わった旨、受付へ届出をしてください。
  - ・本日の取材内容に関するオンエアや記事発表の予定に変更が生じた場合には下記連絡先まで連絡をお願いします。また、本日の取材に関する不明な点などにつきましても同様に下記連絡先へお問い合わせください。

〇〇小学校避難所

〒△△△ 鳩山町大字〇〇△△番地

TEL ( )

(様式6)

## 取材者用受付用紙

〈お帰りの際にも必ず受付へお立ち寄り下さい〉

受付日時		退所日時	
年 月 日 時 分		年 月 日 時 分	
代 表 者	氏名		
	所属		
	連絡先（住所・TEL）		
同 行 者	氏名	所属	
取 材 目 的	※オンエア、記事発表などの予定：		
特記事項	避難所側付添者 氏名	〈名刺添付場所〉	

(様式7)

## 食料・物資受入簿

月 日	受付時刻	品 名	数量(単位)	送 付 元	受入担当者
	:				
	:				
	:				
	:				
	:				

(様式8)

## 食料管理簿

月 日		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長期保存 可能な 食 品	米													
	レトルト飯													
	乾パン													
	インスタントスープ													
	インスタントラーメン													
	缶 詰													
炊き出し 用の食品	生 肉													
	野 菜													
	生 卵													
	練製品													
	生 麺													
	果 物													
飲料水	ミネラルウォーター													
	お 茶													
	ジュース													
調味料	醬 油													
	ソース													
	砂 糖													
	塩													
	だしの素													
その他	粉ミルク													

(様式9)

## 物資管理簿

月 日			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
衣料品	男性衣類	上着										
		ズボン										
		下着										
		靴下										
		パジャマ										
		防寒着										
	女性衣類	上着										
		ズボン・スカート										
		下着										
		靴下・ストッキング										
		パジャマ										
		防寒着										
	子供衣類	上着										
		ズボン・スカート										
		下着										
		靴下										
ベビー服・肌着												
生活用品	生理用品											
	大人用オムツ											
	乳児用オムツ											
	ティッシュペーパー											
	トイレットペーパー											
	シャンプー・リンス											
	石鹸・洗剤											
	歯ブラシセット											
台所用品	鍋・フライパン											
	包丁											
	皿（平皿・深皿）											
	箸・スプーン・フォーク											

(様式 10)

## ペット飼育者名簿

	飼育者 (住所・氏名)	動物の種類	性別	体格	毛色	その他 (退所日等)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						

(様式 11)

## ボランティア受付簿

No. \_\_\_\_\_

受付日	年	月	日
-----	---	---	---

(避難所名 : \_\_\_\_\_ )

No.	氏名・住所・電話	性別	職業	過去のボランティア経験の有無とその内容	
				有・無	(活動内容)
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	
	氏名 住所 電話	男 ・ 女		有 ・ 無	



(様式 12)

## 避難所生活の心得

この避難所は、避難者自らによる助け合いや協働の精神により、自主的に運営されています。この避難所のルールは以下のとおりです。

- 1 この避難所は地域の防災拠点です。
- 2 この避難所の運営に必要な事項を協議するため、避難者の代表からなる運営会議を組織します。
  - 運営会議は、毎日\_\_\_\_\_時に定例会議を開きます。
  - 運営会議に、総務、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生、ボランティアの各班を避難者から編成します。
- 3 避難者は、電気、水道などライフラインが復旧するところを目処に閉鎖します。
- 4 避難者は家族単位で登録しています。新しく避難した方は総務班に連絡してください。また、退去する方は総務班に転出先を連絡してください。
- 5 犬・猫などのペットは、屋外のペットハウスで飼育してください。
- 6 職員室、調理室、保健室などの施設管理上立ち入ることを制限する場合があります。「立入り禁止」「使用禁止」「利用上の注意」等の指示、張り紙には必ず従ってください。
- 7 食料、物資の配給は食料・物資班が行います。
  - 食料、物資等の配給は平等ですが、緊急の場合には、高齢者、子供、妊産婦などを優先します。
  - 食料、物資等は世帯ごとに配給します。
  - ミルク・おむつなど特別な要望は食料・物資班にお申し出下さい。
  - 物資が不足する場合に、手持ちの食料などの提供を御願いする場合があります。また、自宅に立ち入ることが可能な場合は、一度自宅に戻って、備蓄食料や毛布などを避難所にお持ちください。
- 8 消灯は、夜\_\_\_\_\_時です。
  - 廊下は点灯したままとし、体育館などは照明を落とします。
- 9 公衆電話は緊急用とします。携帯電話の使用は、所定の場所以外では禁止します。
- 10 所定の場所以外での、喫煙、飲酒を禁止します。また、裸火の使用も禁止します。
- 11 不審な人物を見かけたら、施設管理班まで連絡してください。
- 12 各種要望は、運営会議で検討して災害対策本部に要請しますので、各班までお申し出下さい。

(様式 14)

## 避難所伝言掲示板(例)

○月○日○時現在

避難者の状況

- ・男
- ・女

食料の配給時間物資の状況

- ・不足物資
- ・配布可能物資

清掃の時間運営会議の開催

- ・日時
- ・場所

ライフラインの状況

- |     |     |
|-----|-----|
| ・電気 | ・電話 |
| ・ガス | ・鉄道 |
| ・水道 | ・道路 |

災害対策本部からの連絡事項本日の当直担当者

- ・昼
- ・夜

郵便物、宅配便の荷物の保管状況他の避難所の状況

## 資料編 1-4-7 生活必需品等調達（予定）先一覧表

(商 工 会)

品 名	名 称	所 在 地	電話番号	備 考
寝 具	(有)ナカダナ かめや	今宿 532 今宿 324	296-0018 296-0028	
外 衣	(有)ナカダナ かめや	今宿 532 今宿 324	296-0018 296-0028	
肌 着	(有)ナカダナ かめや 株西友鳩山ニュータウン店	今宿 532 今宿 324 松ヶ丘 1-2-1	296-0018 296-0028 296-4331	
身の回り品	(有)ナカダナ かめや 株西友鳩山ニュータウン店	今宿 532 今宿 324 松ヶ丘 1-2-1	296-0018 296-0028 296-4331	
炊事用具	株西友鳩山ニュータウン店	松ヶ丘 1-2-1	296-4331	鍋、包丁等
食 器	株西友鳩山ニュータウン店	松ヶ丘 1-2-1	296-4331	
日 用 品	ドラッグセイムス鳩山店 ハイゴー鳩山赤沼店 株西友鳩山ニュータウン店	小用 1205-13 赤沼 331-1 松ヶ丘 1-2-1	298-1571 298-2600 296-4331	石けん、歯みがき、生理用品、トイレトペーパー、バケツ、医薬品等
光熱材料	埼玉中央農協鳩山支店 沢屋商店 山 屋	熊井 2031-1 泉井 610-2 泉井 219-2	296-1255 296-0608 296-1549	マッチ、木炭類、プロパンガス等

## 資料編1-4-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準(平成24年度)

救助の種類	対策	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り300円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。  2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,401,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,401,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当り1,010円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下表金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

## 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	6人以上1人増すごとに加算
夏季	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円
冬季	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円

## 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	6人以上1人増すごとに加算
夏季	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円
冬季	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円

救助の種類	対 策	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・社会保険診療報酬の額以内 3 施術者・・・協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急修理	住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 大規模な補修を行わなければ、居住することが困難である程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1 世帯当たり 520,000円以内	災害発生の日から 1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒及び高等学校等生徒も含む。）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 4,100円 中学校生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から 教科書 1ヶ月以内 文房具及び通学用品 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 ※高等学校等生徒とは、高等学校、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む）のほか、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり大人（12歳以上） 201,000円以内 小人（12歳未満） 160,800円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり3,300円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり5,000円以内 [一時保存] [検案] 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対策	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活上支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	1 人 1 日当り 医師、歯科医師 21,900 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、歯科衛生士 16,200 円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,400 円以内 土木技術、建築技術者 16,600 円以内 救急救命士 14,700 円以内 大工 18,100 円以内 左官 17,400 円以内 とび職 18,000 円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額。

# 鳩山町職員防災マニュアル

(大規模地震に備えて)

平成9年11月

鳩山町

## 目 次

◇ 基本方針	33 P
◆ 初動体制の意義と体系	34 P
◇ 災害対策の基本的な流れについて	37 P
◆ 職員の参集基準について	38 P
◇ 震度 5 強以上の地震が発生したときの留意事項	39 P
◆ 役場庁舎の安全確認について	40 P
◇ 鳩山町職員参集者名簿	41 P
◆ 情報収集・伝達の基本的な流れについて	42 P
◇ 概括情報収集について	43 P
◆ 概括情報収集票	44 P
◇ 地域被害連絡票	45 P
◆ 被害情報受理票	46 P
◇ 応急救助について	47 P
◆ 防災組織配備基準について	48 P
◇ 鳩山町災害対策本部レイアウト	49 P
◆ 災害対策本部の組織	50 P
◇ 町の主要な応急対策活動について	51 P
◆ 災害対策本部の組織及び事務分掌	52 P
◇ 情報の収集・整理について	54 P
◆ 発生速報	56 P
◇ 経過速報	57 P
◆ 被害状況調査	58 P
◇ 避難所一覧表	60 P
◆ 避難所の開設手順	60 P
◇ 避難所の運営について（Ⅰ）	61 P
◆ 緊急診断所見票	62 P
◇ 避難所の運営について（Ⅱ）	66 P
◆ 避難所からの連絡について	68 P
◇ 避難者カード	69 P
◆ 避難者名簿	70 P
◇ 避難所日誌	71 P
◆ 物品受払簿	72 P
◇ 避難所物品受払簿	73 P
◆ 障害物の除去について	74 P
◇ 飲料水の供給について	75 P
◆ 食品の給与・炊き出しについて	76 P
◇ 生活必需品の給（貸）与について	77 P
◆ 生活必需品の給（貸）与指示書	78 P
◇ 物資の給（貸）与状況	79 P
◆ 行方不明者の捜索について	80 P
◇ 死体の処理・埋葬について	81 P
◆ 死体整理表	82 P



---

◇ 住宅の応急対策について……………	83 P
◆ 学用品の給与について……………	84 P
◇ 救援物資の受入れについて……………	85 P
◆ 救援物資受領簿……………	86 P
◇ 無線での定時・緊急通信について……………	87 P
◆ 緊急医療救護活動について……………	89 P

---

## 基本方針

地震の予知は、現在の科学技術水準をもってしても完全とはいえず、解明されるべき多くの課題が残されているのが現状です。また、地震災害の態様も複雑・多様化しており、本町においては、近年急速に進展した都市化・高齢化等と相俟って懸念されるべき事項が多いのが実情です。

このような状況の下で、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、未曾有の被害をもたらし、既存の防災体制に大きな警鐘を鳴らすとともに多くの教訓を残しました。また、テレビ等の映像は、刻一刻と地震被害の悲惨な実態を私たちに伝えました。

地震災害の防止・軽減を図るためには、平素より地震災害に対する備えを充実強化し、地震災害時において、迅速かつ適切な防災活動が展開できるようにしておくことが重要です。

そこで、本町においては、予知できない地震に対し、防災組織体制の確立を図るため、初動体制時と応急活動体制時の職員の動員、配備及び事務分掌を整備し、大規模地震（震度5強以上想定）時の職員防災マニュアルを策定しました。これにより発災時においては、初動体制時の活動を行い、その後、速やかに組織と事務分掌を応急活動体制に移行し、災害対策本部の機能及び組織の全てをあげて災害対策業務に取り組むこととなります。

なお、勤務時間外における大規模地震の発災時には自主参集とし、全職員が役場庁舎に参集することとなります。

職員においては、日頃から「鳩山町地域防災計画」やこの「鳩山町職員防災マニュアル」を十分理解し、現実を直視した緊急の地震対策に、決意を新たに全力をあげて取り組むようお願いいたします。

## 初動体制の意義と体系

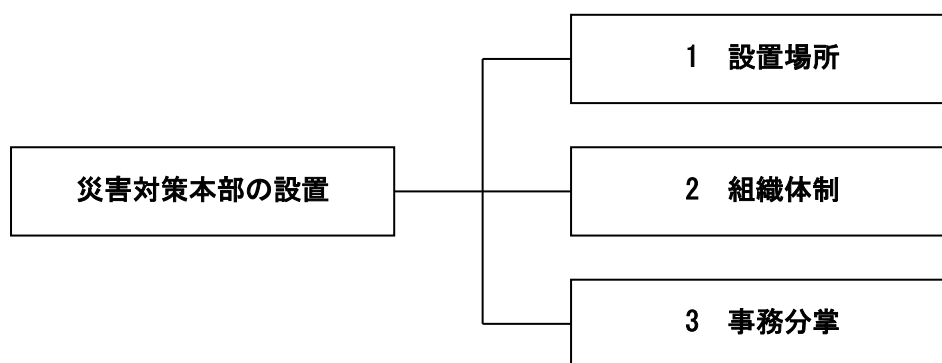
### 【初動体制とは】

いつ大規模地震（震度 5 強以上想定）が発生してもスムーズに活動できるよう常日頃から職員の動員、配備を計画し、災害対策本部を速やかに設置し、活動ができる体制をいいます。

### 【初期時とは】

大規模地震が発生した直後の段階で被害の発生が予想されるが、被害状況や避難状況等の把握が十分できていない状況をいいます。

### 【災害対策本部の設置体系】



#### 1. 設置場所

災害対策本部の設置場所は、原則として役場庁舎とされていますが、防災拠点として機能が十分発揮できるか建物、通信回線、電気等の点検を実施することが必要です。

なお、原則として、本部機能を維持するために災害対策本部設置場所には避難者の受け入れをしないものとします。

また、本部としての機能が発揮できない場合には、次の順に設置します。

- ① 鳩山町文化会館
- ② 本部長が指定した場所

#### 2. 組織体制

大規模地震が発生した場合は、初動体制を速やかに整え、できる限り早く災害対策本部を設置し応急活動体制に移行することが必要です。

しかし、初期時においては、被害状況、避難状況、職員の参集等全ての面において情報が不足しています。

したがって、初動時の災害対策本部の組織体制は、災害対策活動の性格上から緊急活動を優先するため、現行の鳩山町地域防災計画とは異なる前段階の組織編成をしなければなりません。

その組織として、次の三班を編成します。

- ① 情報収集班
- ② 応急救助班
- ③ 本部設置班

## 3. 事務分掌

## ① 情報収集班の事務について

大規模地震の発災時において最も重要なことは、町の被害の全体像をできる限り迅速に把握することです。しかし、被害が甚大であればあるほど被害の全体像を把握する為には時間がかかります。その際、迅速適切な応急対策を実施するためには、特定のいくつかの被害から全体被害を推定する方法もやむを得ないと考えます。なお、具体的には、「概括情報収集について（P11）」を参照してください。

また、初動期における時間経過ごとの重要な意思決定とそのために必要な情報を抽出・整理してみると次のようになります。

応急対策決定	決定者	決定に必要な情報	情報収集時間	備考
災害対策本部 設置の可否	町長 (代行者)	震度5強以上の揺れ	地震発生後 数分以内	
職員自主参集		震度5強以上の揺れ	地震発生後 数分以内	
自衛隊派遣要請	町長から 知事	被災規模と町の 対応力のギャップ	1～2時間以内	粗く 推定
広域応援要請	町長	被災規模と町の 対応力のギャップ	1～2時間以内	推定 必要
災害救助法の 適用の可否	町	被害状況	1～2日以内	
マスコミ発表	本部	被害規模・見通し 応急対策実施状況	適宜(定時) 1時間後から	

## ② 応急救助班の事務について

情報収集班によって得られた情報に基づき、原則として人力によって救出が可能なものを対象とします。なお、具体的には、「応急救助について（P15）」を参照してください。

また、生き埋め者数、場所数、地域分布、生き埋めの状況、重機の必要性（要救出タイプ毎の救出要員・資機材・重機の原単位も必要）等を総合的に勘案して次の事項の意思決定をする必要があります。

- (1) 町のみで対応可能かどうか
- (2) 「大規模災害時における相互応援に関する協定書」に基づき協定市町村に応援要請をするかどうか
- (3) 県警、県を通じた応援消防を要請するかどうか
- (4) 自衛隊へ災害派遣を要請するかどうか

## ③ 本部設置班の事務について

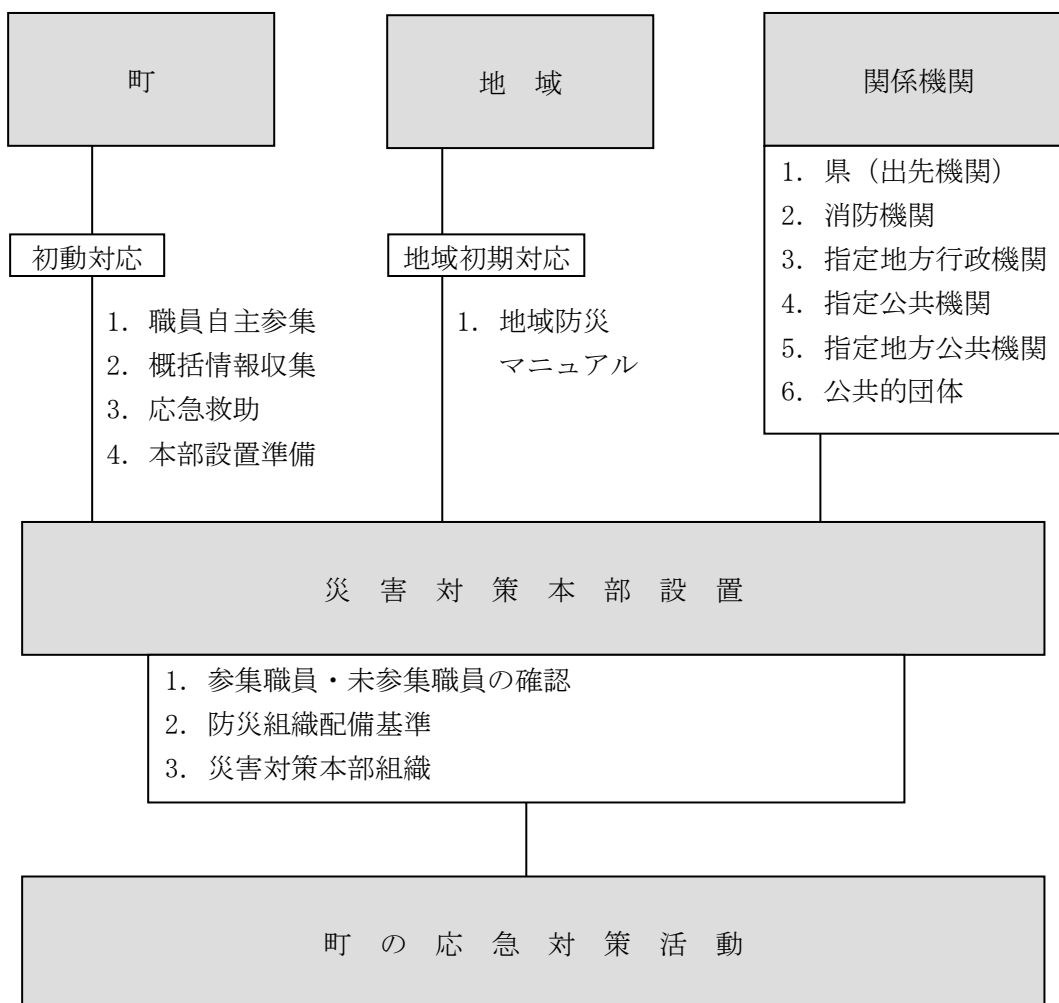
周囲の状況から災害対策本部を設置する可能性があるると判断されるときは、次の手順で行います。

- (1) 設置場所については、既に記載したとおりです。
- (2) 建物の安全確認については、「役場庁舎の安全確認について（P8）」を参照してください。
- (3) 職員の参集状況の把握をしてください。

- (4) 職員に緊急かつ重要性の高いものから順次提示するとともに必要な調整を行ってください。
- (5) 速やかに本部全体がその機能を発揮できるよう必要な準備も並行して行ってください。

## 災害対策の基本的な流れについて

災害対策活動の初動体制から応急活動体制の基本的な流れは、概ね下記のとおりです。



## 職員の参集基準について

職員の勤務時間外における参集基準については、下記のとおりです。

1. 気象庁が本町に震度 4 以上の地震を発表した場合、原則として総務課待機班は、役場庁舎に参集する。
2. 職員は、被害状況の程度によっては、参集の可能性があることについて留意しておく。
3. 全職員は、気象庁が本町に震度 5 強以上の地震を発表した場合、役場庁舎に参集する。ただし、やむを得ないときを除く。
4. 道路等が通行不能の状態になっていることが予測されるのでバイク、自転車等により参集する。
5. 前記 3 のやむを得ないときとは、下記に該当する状況である。
  - (1) 職員または家族等が被害を受け、治療又は入院の必要があるとき。
  - (2) 病気休暇、特別休暇、介護休暇、育児休暇に該当し、役場庁舎に参集することが困難なとき。
  - (3) 職員の住居または職員に深く関係する人の住居が被災した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、または一時的に避難しているとき。
  - (4) 職員及び職員と深く関係する人の生活に必要な物資調達を行う場合で、職員以外にはそれらの確保を行う者がいないとき。
  - (5) その他
6. 町外在住の職員及び出張先等のため、配備につくことができない場合、県又は他市町村役場に参集するものとする。
7. 配備に付くことができない場合、連絡が可能になったときに、所属、氏名、出勤できない理由、避難先、連絡方法等を知らせること。

---

## 震度 5 強以上の地震が発生したときの留意事項

### 1. 勤務時間外の場合

- (1) 職員は、震度 5 強以上の地震が発生し、被害が甚大と予測される場合は、参集指令を待つことなく、自主的に役場庁舎に参集すること。
- (2) 職員は、特に指示があった場合を除き、防災服、ヘルメット、長靴、軍手等を着用し、着替え、携帯ラジオ、食料 1 食分及び水筒を持参するよう努めること。
- (3) 職員は、非常時であるので数日間は退庁できないという気構えをもって参集すること。
- (4) 職員は、参集途中において、可能な限り目視等により被害状況及び被害情報の把握に努めること。
- (5) 職員は、参集後、直ちに参集者名簿に必要事項を記載すること。
- (6) 職員は、参集途中で得た被害状況及び被害情報を所属長に報告すること。

### 2. 勤務時間内の場合

- (1) 職員は、不急の行事、会議、出張等中止すること。
- (2) 職員は、早急に家族等の安否確認及び被災状況を確認すること。
- (3) 所属長は、職員の家族及び住宅に被災が判明した場合、職員の退庁、支援等の対策を検討すること。
- (4) 所属長は、参集している職員を把握して総務課人事係長へ報告すること。(退庁させた職員についてもその旨報告する。)
- (5) 総務課人事係長は、災害対策本部設置に備えて職員全体の参集状況を把握すること。
- (6) 職員は、精機の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機すること。
- (7) 職員は、勤務場所を離れる場合には所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにすること。
- (8) 職員は、自らの言動で町民に不安や誤解を与えないよう、細心の注意をすること。



## 役場庁舎の安全確認について

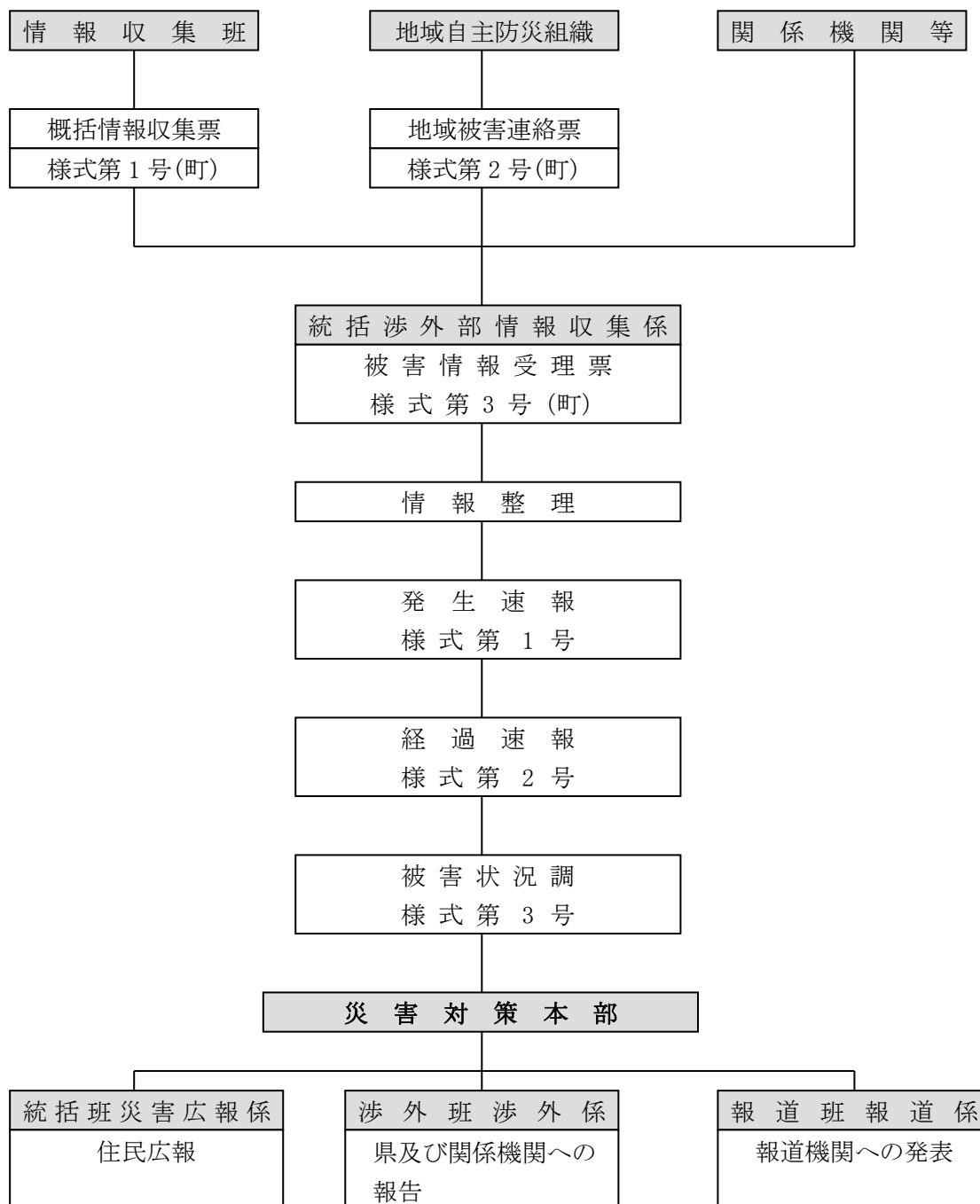
1. 目的 災害対策本部として使用できるか否か確認すること。
2. 報告先 総務課庶務係
3. 点検者
  - (1) 勤務時間内 企画財政課の職員が行う。
  - (2) 勤務時間外 最初に参集した職員二人及び警備員で行う。  
その時、必ず一名は宿直室で待機する。
4. 点検事項
  - (1) 庁舎周辺の地盤の陥没や沈下の状況の点検
  - (2) 建物の亀裂、欠落、傾きの点検
  - (3) 庁舎南側地下のA重油の漏出点検
  - (4) 庁舎西側のプロパンガスの状況点検
  - (5) 各階ごとにガスの漏洩の点検
  - (6) 各階ごとに漏電の点検（漏電ブレーカーの点検）
  - (7) 各階ごとに漏水の点検（屋上高架水槽の点検）
  - (8) 各階ごとに排水の点検
  - (9) 非常用発電機の点検（地下一階の機械室）
5. 点検時の注意事項
  - (1) 入室の場合、ヘルメット、軍手を使用すること。
  - (2) 夜間入室の場合、ろうそくは使用しないこと。
  - (3) 懐中電灯は、入室の前にスイッチを入れ、入室後はスイッチを操作しないこと。
  - (4) たばこは吸わないこと。
  - (5) ガラスの破片等に注意すること。
  - (6) 障害物を取り除き、通路の確保をすること。
6. 点検終了後
  - (1) 各課の事務所については、その所属長の指示のもと、職員が安全確認を行うこと。
  - (2) 事務所の被害状況を調査すること。
  - (3) 会議室、地下室、屋上等の安全確認を行うこと。
7. その他留意事項
  - (1) 二次被害のおそれがあるので慎重に行動すること。
  - (2) 必ず二人一組で落ち着いて行動すること。

鳩山町職員参集者名簿

所 属	職 名	氏 名	参 集	職員、家族等の安否状況		出勤等の状況			No. その他 特別事項
				職員本人 負傷状況	家族等の 負傷状況	参 集 時 刻	確 認 時 刻	他市町村 役場への 参集時刻	

## 情報収集・伝達の基本的な流れについて

災害対策活動における情報収集・伝達の基本的な流れは、概ね下記のとおりです。



## 概括情報収集について

災害発生の初期段階においては、災害の全体像を把握し、緊急に対策を要する地区が「どこ」であり、「どんな」対策を最優先すべきか、迅速に決定し、実行することが要求されます。そして、このことが防災対策の成否を握るとともに町民の生命、身体及び財産の保護という使命を遂行するうえで極めて重要です。

そのためには、あらゆる通信連絡手段を活用し、情報の収集を図ることが前提条件となります。しかしながら、最悪の場合には、有線電話等の途絶も想定されます。

以上のことを踏まえて、職員が各地域を巡回し、情報収集を行うこととします。

なお、手順については、下記のとおりです。

1. 時 期 災害発生直後（初期時）
2. 状 況
  - (1) 被害の状況から災害対策本部の設置が見込まれる。
  - (2) 職員が 10 人以上参集している。
3. 対 応
  - (1) 対応は、原則として各課協力にて行う。
  - (2) 参集者内に防災業務の指揮・命令をする人がいない場合は、職務上の最上位の人が行う。
  - (3) 携行品としては次のものを持参する。
    - ①都市計画図、防災マップ、住宅地図
    - ②概括情報収集票（様式第 1 号）、筆記用具
    - ③カメラ
    - ④携帯用防災無線（可搬局）
  - (4) 情報収集については、次のとおり 3 班編成（3 名 1 組）し、順次出動する。

班名	コ ー ス 名
1 班	ニュータウン
2 班	亀井地区
3 班	今宿地区

- (5) 情報収集時間については、2 時間を目安に迅速に行うこと。
- (6) 各地域毎に、町との連携を図るため、災害情報連絡委員が定められているので当該委員に協力を求めること。
- (7) 情報収集の際に被災者から救助を求められた場合、人命に関わるものについては可能な範囲で行い、それ以外については下記のように対応していくこと。

【応対例】 私たちは、初期情報の収集班です。本部に連絡しますので、応急救助の担当班が来るまで、申し訳ありませんが、お待ちください。

- (8) 緊急を要する情報の連絡は、防災無線により逐次行う。基地局が使用困難な場合には、携帯用防災無線（可搬局）を基地局として使用する。

様式第1号(町)

## 概 括 情 報 収 集 票

緊 急 欄					
報 告 日 時		年 月 日 午前・午後 時 分			
報 告 者 名					
調 査 地 区		鳩山市			
人的被害	死 傷 者	死 者	人	救助・救援の状況	要 否
		重 傷 者	人		
		軽 傷 者	人		
		行方不明者	人		
物的被害	住 家	全壊(全焼) 半壊(半焼)	棟 棟	火災発生中	棟
	非 住 家	全壊(全焼) 半壊(半焼)	棟 棟	火災発生中	棟
機能被害	電 気	停電	戸	電気柱	倒壊本数 本
	電 話	不通	戸	電話柱	倒壊本数 本
	水 道	断水	戸	漏水箇所	箇所
	下 水 道	不能	戸	破損箇所	箇所
	ガ ス	不能	戸	破損箇所	箇所
	交 通	通行不能道路区間		から	まで
	通 信	固定系防災無線柱		場所(使用可能・不能)	
公共施設の状況	施 設 名				
	建物の状況				
	避 難 人 数	総数	人・負傷者	人・死者	人
	職 員	人 地域ボランティア			人
	必要緊急物資				
備 考					

## 様式第2号(町)

## 地域被害連絡票

緊急欄					
報告日時		年 月 日 午前・午後 時 分			
報告者名					
調査地区		鳩山市			
人的被害	死傷者	死者 負傷者	人 人	救助・救援の状況	要 否
	死傷者氏名	死者名 重傷者名 軽傷者名 行方不明者名			
物的被害	住 家	全壊(全焼) 半壊(半焼)	棟 棟	火災発生中	棟
	非住家	全壊(全焼) 半壊(半焼)	棟 棟	火災発生中	棟
機能被害	電 気	停電	戸	電 気 柱	倒壊本数 本
	電 話	不通	戸	電 話 柱	倒壊本数 本
	水 道	断水	戸	漏水箇所	箇所
	下 水 道	不能	戸	破損箇所	箇所
	ガ ス	不能	戸	破損箇所	箇所
	交 通	通行不能道路区間		から	まで
公共施設の状況	通 信	固定系防災無線柱		場所 (使用可能・不能)	
	施 設 名				
	建物の状況				
	避難人数	総数	人・負傷者	人・死者	人
	職 員	人 地域ボランティア			人
備考	必要緊急物資				

様式第3号(町)

## 被害情報受理票

緊急欄						
報告日時		年 月 日 午前・午後 時 分				
報告者名						
調査地区		鳩山市				
人的被害	死傷者	死者 負傷者	人 人	救助・救援の状況	要 否	
	死傷者氏名	死者名 重傷者名 軽傷者名 行方不明者名				
物的被害	住 家	全壊(全焼) 半壊(半焼)	棟 棟	火災発生中	棟	
	非住家	全壊(全焼) 半壊(半焼)	棟 棟	火災発生中	棟	
機能被害	電 気	停電	戸	電気柱	倒壊本数 本	
	電 話	不通	戸	電話柱	倒壊本数 本	
	水 道	断水	戸	漏水箇所	箇所	
	下 水 道	不能	戸	破損箇所	箇所	
	ガ ス	不能	戸	破損箇所	箇所	
	交 通	通行不能道路区間		から まで		
通 信	固定系防災無線柱		場所(使用可能・不能)			
田畑被害	田	流出・埋没 冠水	流出 ha 冠水 ha	埋没 ha	ha	
	畑	流出・埋没 冠水	流出 ha 冠水 ha	埋没 ha	ha	
公共施設の状況	施設名					
	建物の状況					
	避難人数		総数	人・負傷者	人・死者	人
	職員		人 地域ボランティア			人
	必要緊急物資					
備考						

## 応急救助について

災害発生直後においては、前述したように第一に初動体制の組織として情報収集班が編成されます。第二に人命を最優先する観点に立って、応急救助班が編成されます。その事務は、概ね下記のとおりです。

1. 班編成は、原則として各課協力によって行い4名1組の応急救助班を編成する。
2. 応急救助班は、防災備蓄倉庫から必要な資機材を調達すること。
3. 応急救助班は、情報収集班によって得られた情報に基づき、倒壊家屋の多い地域から直ちに応急救助を実施すること。
4. 応急救助班は、現地に到着後、自主防災組織（又は付近の住民）の協力を得て被災者の応急救助活動に従事すること。
5. 応急救助班は、作業にあたっては、作業着・ヘルメット・軍手・長靴等を着用し、二次被害の防止に努めること。
6. 応急救助班は、自主防災組織に、次のとおり応急救助の手順を説明するとともに作業を行うこと。
  - (1) 倒壊家屋ごとに声をかけ、反応を注意深く見守ること。
  - (2) 何らかの反応があれば、救出作業を開始する。
  - (3) 倒壊家屋の状況を調査し、立ち入れるか否かを判断すること。
  - (4) 電気のブレーカーを切ること。
  - (5) ガスの元栓を閉めること。
  - (6) 家族全員を救出した後は、「救出済」の表示を分かりやすいところに掲示すること。
7. 応急救助班は、班のみでは対処できないと判断したときは、本部設置班に次の事項を連絡すること。
  - (1) 救出に必要な要員数
  - (2) 救出に必要な資機材及び数量
  - (3) 救出に必要な重機及び数量
8. 応急救助班は、救助の状況・負傷者の状況等を本部設置班に連絡すること。
9. 本部設置班（建設課などの職員。以下同じ。）は、重機の要請を受けた場合は、町内建設業者へ協力要請すること。
10. 本部設置班は、情報収集班及び応急救助班によって得られた情報に基づき必要な重機及び数量を算出し、町で調達できないと判断した場合は、本町への道路通行可能性を調査の上、協定市町村等へ応援要請を行うこと。



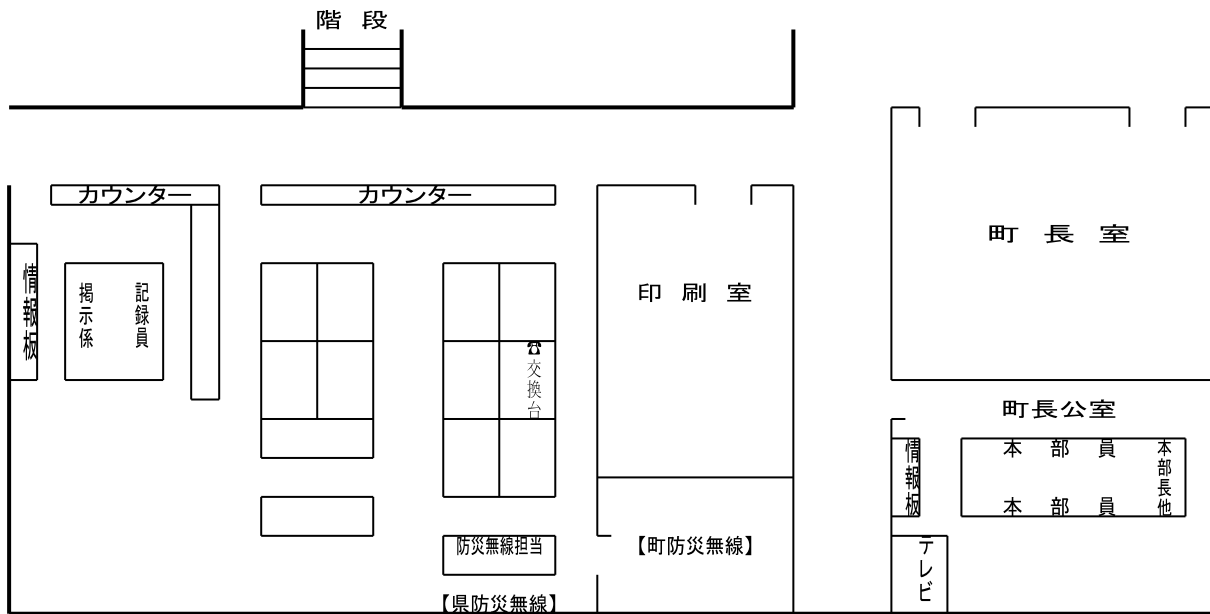
## 防災組織配備基準について

本マニュアルについては、今まで述べたように震度 5 強以上の地震を想定しています。このことを踏まえて、「職員の参集基準について」等のマニュアルを作成してきました。なお、町の地域防災計画における防災組織配備基準は、下記のように体系づけられています。

配備体制		配備基準	配備箇所等
待機体制		原則として、震度 4 以上の地震が発生した場合	時間内 総務課庶務係
			時間外 総務課における待機班
警戒体制	第 1 配備	原則として、震度 5 弱以上の地震が発生し、災害の発生が予測される場合	鳩山町災害対策本部要項による
	第 2 配備	上記地震等による災害が発生した場合	鳩山町災害対策本部要項による
非常体制	第 1 配備	原則として、震度 5 強以上の地震が発生し、災害の発生が予測される場合	鳩山町災害対策本部要項による
	第 2 配備	上記地震等により激甚な災害が発生した場合	鳩山町災害対策本部要項による

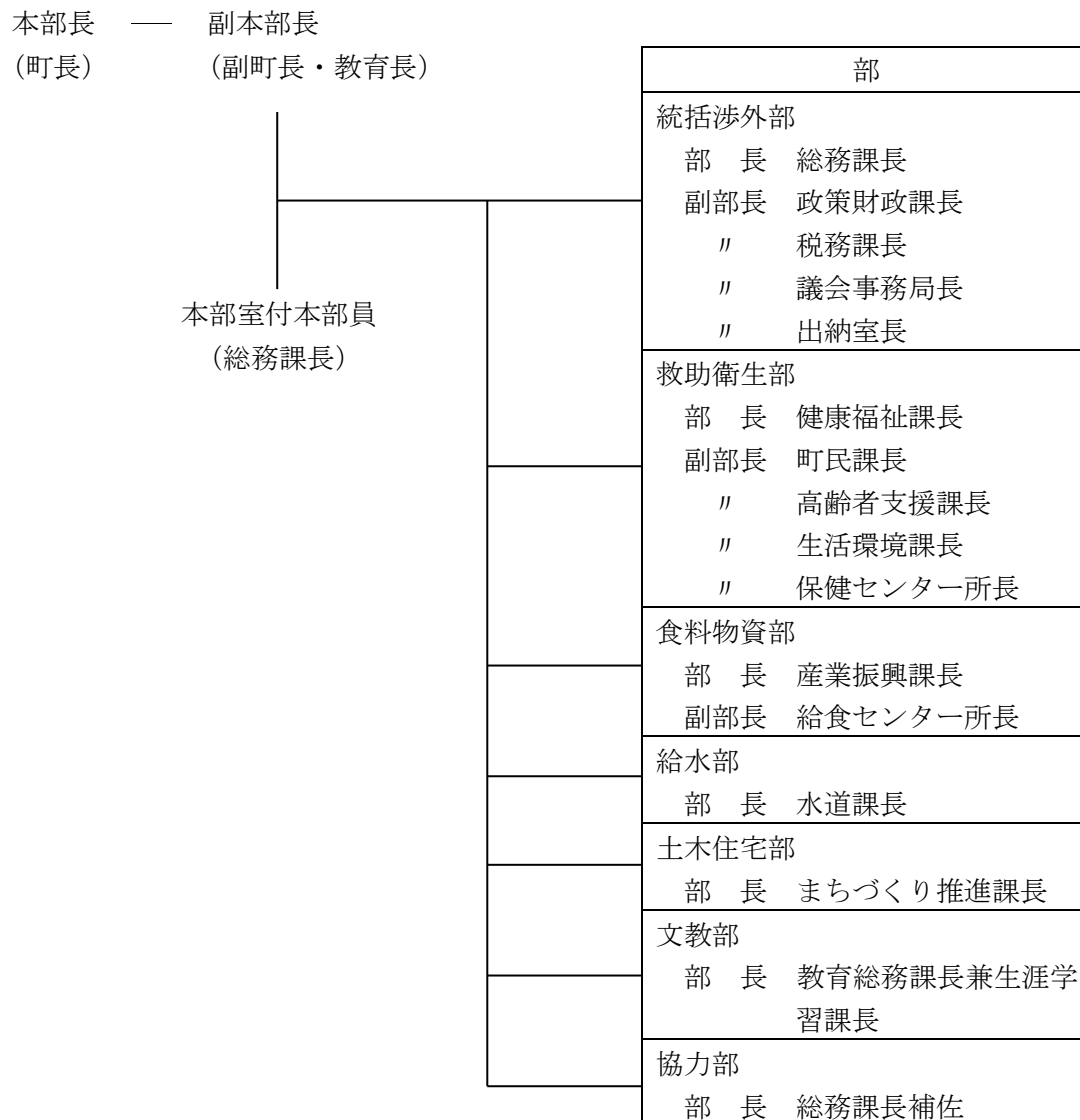
# 鳩山町災害対策本部レイアウト

(庁舎2階総務課の場合)



## 災害対策本部の組織

本部長（町長）、副本部長（副町長等）及びその下に設置される各部から構成されます。



## 町の主要な応急対策活動について

町の応急対策活動は概ね次の項目とし、優先順位については、災害対策本部で決定します。

町の応急対策活動		地域	関係機関
1	情報収集 ・情報班編成 ・被害調査	・地域災害情報連絡委員 ・地域被害連絡票	・発生報告 ・経過報告 ・被害状況報告 ・活動状況報告 ・その他
2	被災者救護、救助 ・救護、救助班編成 ・関係機関等協力要請	・応急救護、救助	・状況報告、措置依頼 ・関係団体等協定
3	避難所開設 ・開設の決定、広報 ・必要物資の搬送	・避難所への誘導 ・避難所の秩序維持	・状況報告、措置依頼
4	障害物の除去	・情報提供 ・除去協力	・状況報告、措置依頼 ・関係団体等協定
5	飲料水の供給 ・拠点給水 ・水道施設の復旧	・運搬等の協力	・状況報告、措置依頼
6	食品の給与、炊き出し ・備蓄食料の搬送、給与 ・拠点炊き出し、食料調達	・地域相互協力 ・物資の配給 ・地域炊き出し	・状況報告、措置依頼 ・関係団体等協定
7	生活必需品の給与 ・生活必需品の調達、給与	・地域相互協力 ・物資の配給	・状況報告、措置依頼 ・関係団体等協定
8	行方不明者の搜索	・情報提供 ・搜索協力	・状況報告、措置依頼 ・関係団体等協定
9	住宅の応急修理	・地域相互協力	・状況報告、措置依頼 ・関係団体等協定
10	学用品の給与		・状況報告、措置依頼

## 災害対策本部の組織及び事務分掌

組 織		非常体制における部の組織及び分掌事務		
非常体制における部	通常の組織	班	係	分掌事務
統括渉外部	総務課 及び 出納室	統括班	情報調整係	1. 災害に関する情報の調整に関すること。 2. 本部長の指令の伝達に関すること。
			通信交通係	1. 防災行政無線等の非常通信に関すること。 2. 交通状況の調査及び非常交通の誘導に関すること。
			災害広報係	1. 災害情報の広報に関すること。
			輸送係	1. 人員及び物資の輸送等のための車両等の調達に関すること。 2. 車両の配車計画に関すること。 3. 車両の燃料確保に関すること。
	政策財政課	渉外班	渉外係	1. 県及び関係機関との連絡と調整、応援要請に関すること。 2. 鉄道、電話、電気、ガス等の指定公共機関との連絡に関すること。
			公共施設係	1. 公共施設の被害調査及び復旧に関すること。 2. 公共施設の確保提供に関すること。
		相談班	相談係	1. 被災者の相談に関すること。 2. 災害見舞金の受入、配分計画に関すること。
	税務課	情報班	情報収集係	1. 災害に関する情報の収集に関すること。 2. 被害調査に関すること。 3. 町内の各地域団体との情報交換および地域団体活動の協力に関すること。
	議会事務局	報道班	報道係	1. 報道機関との連絡調整に関すること。
	救助衛生部	健康福祉課 及び 高齢者支援課	救助班	救助係
生活係				1. 生活必需品の調達及び給与に関すること。
町民課		調査班	調査搜索係	1. 被災者の搜索、死体の処理及び埋・火葬に関すること。 2. 避難所生活者の調査及び確認に関すること。
生活環境課		衛生班	衛生係	1. 防疫及び衛生に関すること。 2. 下水道施設に関すること。
保健センター 及び 高齢者支援課		救護班	救護係	1. 被災者の救護に関すること。 2. 医療機関との連絡及び調整に関すること。
		医療班	医療係	1. 被災者に対する医療に関すること。 2. 医薬品の確保に関すること。

食料物資部	産業振興課	食料班	食料係	1. 主食、副食及び調味料等の調達に関する事。
		物資班	物資係	1. 生活必需品以外の物資の調達に関する事。 2. 農林関係の被害調査及び被害対策に関する事。
	給食センター	給食班	給食係	1. 炊き出しに関する事。
給水部	水道課	施設班	施設係	1. 水道施設の応急復旧に関する事。
		給水班	給水係	1. 飲料水の確保供給に関する事。 2. 飲料水輸送用の容器の整備に関する事。
土木住宅部	まちづくり 推進課	道路班	道路係	1. 道路、河川、橋梁等の復旧に関する事。
		住宅班	住宅公園係	1. 応急仮設住宅の建設に関する事。 2. 公園施設の確保提供に関する事。
文教部	教育総務課 及び 生涯学習課	施設班	施設係	1. 教育施設の応急復旧に関する事。 2. 教育施設の確保提供に関する事。
		教育班	教育係	1. 児童、生徒の安全確保及び保健衛生に関する事。 2. 学用品の確保調達に関する事。
協力部	総務課	協力班		1. 避難所の開設、食料等の調達輸送、飲料水の確保提供など緊急に実施が必要で、しかも多くの人員が必要な場合に各部の業務に優先する特別部を組織すること。 2. 特別部は、その業務が軌道に乗った時点で解散し、本来の部がその業務を引き継ぐこと。

## 情報の収集・整理について

情報収集については、第一次的には11ページで記述したように、概括情報収集班が出動することにより活動が開始されます。また、役場庁舎においては、災害対策本部を迅速に立ち上げることが要求されます。

大規模地震が発災すると、災害状況を正確かつ迅速に把握することが極めて重要です。したがって、初動体制においては積極的に情報収集班、応急救助班、関係機関及び各地域から情報収集に努める必要があります。

さらに、得られた情報の一元管理、情報の共有化、情報の更新を常に行うことが必要になります。

災害対策本部が設置されると、以後の情報収集の事務については下記により行うこととなります。

1. 統括渉外部長は、情報収集の事務を統括すること。
2. 統括班長は、次の事務を行うこと。
  - (1) 地震動の強さ、震度分布に関する情報をテレビ、ラジオ等により収集すること。
  - (2) 熊谷地方気象台から気象状況の情報を収集すること。
  - (3) 各種災害情報を調整すること。
3. 情報班長は、次の事務を行うこと。
  - (1) 自主参集した職員から情報を収集すること。
  - (2) 初動体制時に組織された情報収集班を指揮し、初期情報のうち、特に次の情報を収集すること。
    - ・各地域の倒壊家屋の棟数及び場所
    - ・火災の発生件数及び発生場所
  - (3) 統括渉外部情報班情報収集係3名1組とする情報班を編成すること。
  - (4) 情報収集班によって得られた情報を基に被害甚大な地域を対象として、情報班を出動させること。
  - (5) 概括情報収集票（様式第1号(町)）により調査させること。
  - (6) 自主防災組織は、地域被害連絡票（様式第2号）に基づき連絡するよう指導すること。
4. 渉外班長は、公共施設の被害調査を行うこと。

---

次に、収集した情報の共有化と更新の手順は、下記のとおりです。

1. 統括渉外部長は、情報を整理し情報の共有化を図ること。
2. 情報班長及び渉外班長は、随時、統括班長へ収集した情報を報告すること。
3. 統括班長は、次の事務を行うこと。
  - (1) 都市計画図、防災マップ、住宅地図等を一箇所に集めること。
  - (2) 収集した情報（被災箇所、被災状況）を整理して地図に記入すること。
  - (3) 上記作業により災害対策マップを作成し、迅速に被害状況の把握に努めること。
  - (4) 共有情報の追加・更新については、適切に処理すること。



# 発 生 速 報

鳩山町

	日 時	分 受信	発 信 者	受 信 者
1 被 害 発 生	自	月	日	時 分
	至	月	日	時 分
2 被 害 場 所				
3 被 害 程 度				
4 災 害 対 する 措 置				
5 そ の 他 必 要 事 項				

「注」 内容は簡単に要を得たものとする。

様式第2号

## 経過速報

鳩山町

				発信者		受信者		
災害の種別				発生地域				
被害報告		月		日		時 分 現在		
報告区分		発生		経過				
区		分		被		害		
人的被害	死者		人	田畑被害	田		流失・埋没 ha	流失 埋没
	行方不明者		人		冠		水 ha	
	負傷者	重傷	人		畑		流失・埋没 ha	流失 埋没
		軽傷	人		冠		水 ha	
住家被害	全壊		棟	道路被害	決壊		箇所	
	(焼)		世帯		冠水		箇所	
	(流失)		人		文教施設		箇所	
	半壊		棟		病院		箇所	
	(焼)		世帯		橋りょう		箇所	
			人		河川		箇所	
	一部損壊		棟		砂防		箇所	
			世帯		清掃施設		箇所	
			人		崖くずれ		箇所	
	床上浸水		棟		鉄道不通		箇所	
			世帯		被害船舶		隻	
			人		水道		戸	
	床下浸水		棟		電話		回線	
			世帯		電気		戸	
		人	ガス		戸			
非住家被害	公共建物		棟	火災発生	ブロック塀		箇所	
	全壊(焼)		棟		その他		箇所	
	半壊(焼)		棟		り災世帯数		世帯	
					り災者数		人	
	その他		棟		建物		棟	
	半壊(焼)		棟		危険物		件	
			その他		件			
災害に対してとられた措置								
(1) 災害対策本部設置の状況				日 時 分 設置				
(2) 町のとった主な応急処置の状況								
(3) 応援要請又は職員派遣の状況								
(4) 災害救助法適用の状況								
(5) 避難命令・勧告の状況								
				市町村		地区数		
				人員		人		
(6) 消防機関の活動状況								
ア 出動人員		消防職員		名				
		消防団員		名				
		合計		名				
イ 主な活動内容 (使用した機材も含む。)								

様式第3号

## 被害状況調査

鳩山町

災害の種別		発生地域	
被害報告	月	日	時 分 現在
報告区分	確 定		

区 分		被 害		区 分		被 害		
人的被害	死者	人		田畑被害	田	流失・埋没 ha	流失 埋没	
	行方不明者	人				冠 水 ha		
	負傷者	重傷	人			畑	流失・埋没 ha	流失 埋没
		軽傷	人				冠 水 ha	
住家被害	全壊 (焼) (流失)	棟		道路被害	土砂流入	箇所		
		世帯			冠 水	箇所		
		人			その他の被害	文教施設	箇所	
	半壊 (焼)	棟				病院	箇所	
		世帯				橋りょう	箇所	
		人				河 川	箇所	
	一部損壊	棟				砂 防	箇所	
		世帯				清掃施設	箇所	
		人				崖くずれ	箇所	
	床上浸水	棟				鉄道不通	箇所	
		世帯				被害船舶	隻	
		人				水 道	戸	
	床下浸水	棟			電 話	回線		
		世帯			電 気	戸		
		人			ガ ス	戸		
	非住家被害	公共建物	全壊(焼)		棟	ブロック塀	箇所	
半壊(焼)			棟	その他	箇所			
その他		全壊(焼)	棟	り災世帯数	世帯			
		半壊(焼)	棟	り災者数	人			
火災発生			建物	棟				
			危険物	件				
			その他	件				

区 分		被 害	市 災 害 町 策 本 村 部	名 称								
公 立 文 教 施 設	千 円		市 災 害 町 策 本 村 部	設 置	月 日 時							
農 林 水 産 施 設	千 円				解 散	月 日 時						
公 共 土 木 施 設	千 円			小 計		月 日 時						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円					公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団 体					
農 産 被 害	千 円			災 害 置 対 市 策 町 本 村 部 名	計	団 体						
林 産 被 害	千 円		そ の 他			計	団 体					
畜 産 被 害	千 円						災 適 害 用 市 救 町 助 村 法 名	計	団 体			
水 産 被 害	千 円								そ の 他	計	団 体	
商 工 被 害	千 円										消 防 職 員 出 勤 延 人 数	人
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 勤 延 人 数	人								
備 考	1. 災害発生場所 2. 災害発生年月日 3. 災害の種類概況 4. 消防機関の活動状況 5. その他（避難の勧告・指示の状況）											

## 避難所一覧表

	名 称	対象地区	収容人員
1	亀井小学校	亀井地区	300 人
2	亀井農村センター	亀井地区	50 人
3	鳩山中学校	亀井地区、今宿地区	500 人
4	今宿小学校	今宿地区	300 人
5	公民館石坂分館	今宿地区、NT 地区	80 人
6	鳩丘小学校	NT 地区、今宿地区	300 人
7	町民体育館	NT 地区、今宿地区	400 人
8	多世代活動交流センター	NT 地区、亀井地区	300 人
9	鳩山高等学校	NT 地区、亀井地区	500 人
10	東京電機大学	NT 地区、今宿地区	1,500 人
11	今宿コミュニティセンター	今宿地区	200 人
	合 計		4,430 人

## 避難所の開設手順

手 順	開設から運営までの作業のあらまし	留意すべき事項
1	開設のための避難所の安全確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所（建物）の安全性及びその周辺の地盤陥没や沈下の状況を調査する。</li> <li>・建物の亀裂、欠落、傾き等を調査する。</li> <li>・ガス管、給水管、配水管等が断裂していないか確認する。</li> </ul>
2	電話、FAX、無線等により避難所開設の旨を本部に報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開設は、原則として本部長の指示による。</li> <li>・夜間等で大規模地震の発生時など、突発的な災害の場合には自主的に判断し、開設してよい。</li> </ul>
3	施設の門を解錠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・門、入口は大きく開けること。</li> </ul>
4	施設の入口の解錠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに避難者が集まっているときは、ただちに。</li> </ul>
5	避難者の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・とりあえず体育館や大会議室など広いスペースに誘導する。</li> <li>・避難者の不安の緩和と無用の混乱の防止を図る。</li> <li>・季節、気候を考慮して対応する。</li> </ul>
6	避難所及び事務所を開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所及び事務所の看板を掲げる。</li> <li>・避難者に対して避難所運営の責任者の所在を明らかにする。</li> <li>・避難所開設以降は、事務所には要員を常時配置し、運営事項等の掲示をする。</li> </ul>
7	避難者の受け入れ(収容スペース)を指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スペースの指定の表示方法は、床面に色テープまたは、掲示等わかりやすいように努める。</li> </ul>
8	避難者カードの配布及び避難者名簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所運営のための基礎資料となることを説明する。</li> <li>・各世帯単位に記入するよう指示する。</li> <li>・避難者名簿は、集まった避難者カードをもとにして、できる限り早い時期に作成し、事務所内に保管するとともに、救助衛生部長へ報告すること。</li> </ul>
9	避難所役員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所役員は、各地区の地域災害情報連絡委員とする。ただし、当該委員が入所していないときは、各地区で選出する。</li> </ul>
10	班の割振り	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区の役員が中心となり、現在の隣組組織に準じた班を組織する。</li> </ul>

## 避難所の運営について（I）

町の指定避難所は、現在 11 箇所が指定されており、4,430 名が収容できます。地震によって住宅が倒壊あるいは焼失した被災者は、最寄の避難所に次々と避難して来ると考えられます。被災者は、それぞれ九死に一生を得てきた人たちであり、水、電気、ガスも無い不自由な生活を送る事になります。

したがって、精神的・肉体的に苦痛の限界に達している被災者が避難所生活にできるだけ早く溶け込めるよう一定の生活ルールを定めておくことが必要です。

また、避難所の運営が円滑に行われるよう代表者等を選出し、さらに協力者（ボランティアを含む。）を募るとともに学校教職員、自主防災組織の協力を得ることが必要不可欠です。

以上のことを踏まえて、**避難所運営の共通事項**を下記のように設定します。

### 1. 避難所の生活運営について

- (1) 避難所は、町職員、学校職員、避難所役員等で運営する。
- (2) 避難所の情報・救護・給水・清掃等の役割を上記の者による合議制により総括する。
- (3) 各班ごとに編成を行い、班ごとに定められた避難所での役割を決める。
- (4) 原則として、毎夜会議を開催し運営について協議する。

### 2. 生活空間について

- (1) 生活空間は、原則として、学校が避難所の場合は体育館とする。
- (2) その他の場合は、会議室とする。
- (3) 支障が有る場合は、災害対策本部に確認を得た後、教室等を避難場所とする。

### 3. 生活時間について

午前 6 時		起 床
午前 7 時	～	午前 8 時 朝食
午前 10 時		給 水
正午	～	午後 1 時 昼 食
午後 2 時		物資配給及び情報伝達
午後 4 時		清 掃
午後 6 時	～	午後 7 時 夕 食
午後 7 時		避難所運営会議
午後 10 時		消 灯

### 4. 町との情報、連絡について

- (1) 町職員は、本部からの情報を速やかに避難所役員に伝達する。
- (2) 避難所役員は、その情報を各班の住民に伝達する。
- (3) 避難所役員は、各班の住民の要望・苦情等のとりまとめを行い、町職員へ連絡する。
- (4) 町職員は、避難所役員からの要望等を速やかに本部に伝達する。

### 5. 飲料水及び食料について

- (1) 発災直後は、各町民及び各自主防災組織で対応するよう指導する。
- (2) 飲料水については、各町民に自家水の有無および利用の可否を依頼する。
- (3) 町職員は、避難所役員に給食数のとりまとめを依頼する。

- (4) 避難所役員は、町職員に給食数を報告する。
- (5) 食料の配給に関しては、統括渉外部統括班に連絡する。
- (6) 配給された食料についてはその都度、避難所物品受払簿に記入する。

## 6. 衛生管理について

- (1) 生ゴミ等腐敗しやすいものは、避難所の一定の場所を仕切り、ゴミを分別管理する。
- (2) 簡易トイレ等の確保については、災害対策本部に確認をとる。
- (3) 必要により、ドラム缶等による簡易風呂の設置を検討する。
- (4) ペットの持込みを禁止する。

## 7. 建物への立入禁止措置について

- (1) 学校が避難所として開設されている場合、原則として教室への立入りを禁止する。
- (2) 損壊建物については、立入りを禁止する。

## 8. 暖房器具の使用制限について

- (1) 火気は、避難所内では危険性が高いので、使用を制限する。
- (2) 電気器具は、使用を禁止する。

## 9. 医療の基本方針について

- (1) 軽症者については、避難所での救護活動により対応する。
- (2) 学校が避難場所の場合、保健室を利用する。
- (3) 基本的には、町民それぞれが応急手当の知識と処置を習得する必要がある。  
例えば、骨折の場合、患部を固定させる。  
切創の場合、止血させるなど。
- (4) 中症等の患者については、診療所で対応する。
- (5) 重症者については、後方医療施設へ搬送する。
  - ・後方医療施設とは、診療所では対応困難な重症者等の治療・処置を行う常設の公立病院、救急指定病院等をいう。
  - ・後方医療施設へ搬送する場合は、緊急診断所見票（3枚、P63～P65参照）に記載し、1枚目は「災害現場用」、2枚目は「搬送機関用」として、本体は「収容医療機関用」とする。

## 10. 運営状況の記録について

町職員は、下記のものを作成する。

- ① 避難者カード（P69参照）
- ② 避難者名簿（P70参照）
- ③ 避難所日誌（P71参照）
- ④ 避難所物品受払簿（P73参照）
- ⑤ 物資の給（貸）与状況（P79参照）
- ⑥ 救援物資受領簿（P86参照）

## 緊急診断所見票

(紐穴の直径は 3mm)

鳩山町 (災害現場用) -----▶ 二枚目は(搬送機関用)と記載																																
一枚目 (災害現場用)	<table border="1"> <tr> <td>No.</td> <td>氏名 (Name)</td> <td>年齢 (Age)</td> <td>性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所 (Address)</td> <td colspan="2">電話 (Phone)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">緊急診断所見月日・時刻 月 日 AM 時 分</td> <td colspan="2">緊急診断所見実施者氏名</td> </tr> <tr> <td colspan="2">搬送機関名</td> <td colspan="2">収容医療機関名</td> </tr> </table>	No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)	住所 (Address)		電話 (Phone)		緊急診断所見月日・時刻 月 日 AM 時 分		緊急診断所見実施者氏名		搬送機関名		収容医療機関名																
	No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)																												
住所 (Address)		電話 (Phone)																														
緊急診断所見月日・時刻 月 日 AM 時 分		緊急診断所見実施者氏名																														
搬送機関名		収容医療機関名																														
二枚目 (搬送機関用)	<table border="1"> <tr> <td colspan="4">緊急診断所見実施場所</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">一般状態</td> <td>意識</td> <td>清明</td> <td colspan="2">覚醒している</td> </tr> <tr> <td></td> <td>刺激で覚醒する</td> <td colspan="2">刺激しても覚醒しない</td> </tr> <tr> <td>呼吸</td> <td>回/分</td> <td>呼吸困難</td> <td>無呼吸</td> </tr> <tr> <td>脈拍</td> <td>回/分</td> <td>整</td> <td>不整 触知せず</td> </tr> <tr> <td>血圧</td> <td colspan="2">/</td> <td>mmHg</td> </tr> <tr> <td colspan="2">緊急診断所見区分</td> <td>0</td> <td>I</td> <td>II</td> <td>III</td> </tr> </table>	緊急診断所見実施場所				一般状態	意識	清明	覚醒している			刺激で覚醒する	刺激しても覚醒しない		呼吸	回/分	呼吸困難	無呼吸	脈拍	回/分	整	不整 触知せず	血圧	/		mmHg	緊急診断所見区分		0	I	II	III
	緊急診断所見実施場所																															
一般状態	意識	清明	覚醒している																													
		刺激で覚醒する	刺激しても覚醒しない																													
	呼吸	回/分	呼吸困難	無呼吸																												
	脈拍	回/分	整	不整 触知せず																												
血圧	/		mmHg																													
緊急診断所見区分		0	I	II	III																											

11.0

1.8

6.2

16.0



## 緊急診断所見票

鳩山町

(収容機関用)

三枚目

(収容医療機関用)

No.	氏名 (Name)	年齢 (Age)	性別 (Sex) 男 (M) 女 (F)
住所 (Address)		電話 (Phone)	
緊急診断所見月日・時刻 月 日 AM 時 分 PM		緊急診断所見実施者氏名	
搬送機関名		収容医療機関名	

緊急診断所見実施場所

一般状態	意識	清明 刺激で覚醒する	覚醒している 刺激しても覚醒しない		
	呼吸	回/分	呼吸困難	無呼吸	
	脈拍	回/分	整	不整	触知せず
	血圧	/	mmHg		
緊急診断所見区分		0	I	II	III

0 (黒)

I (赤)

II (黄)

III (緑)

# 緊急診断所見票



三枚目裏面

(収容医療機関用)

特記事項（搬送・治療上特に留意すべき事項）

-----

-----

-----

-----

-----

-----

〇（黒）

I（赤）

II（黄）

III（緑）

## 避難所の運営について（Ⅱ）

次に、避難所運営において必要に応じて対応する事項を下記のように設定します。

## 1. 避難者の避難先の変更手続

- (1) 避難者が避難先を変更する場合、班長を通じて、避難所の町職員へ速やかに連絡する。
- (2) 町職員は、避難者カードへ記載する。

## 2. 緊急救援物資の供給・配給について

- (1) 町災害対策本部に連絡確認をとる。
- (2) 避難所で受け付けた物資については、町災害対策本部に連絡をとり配給する。
- (3) 町職員は、救援物資受領簿に記入する。

## 3. 屋外避難生活について

- (1) 原則として、各世帯でテントを用意する。
- (2) 不足する場合は、各自主防災会のテント等を用意する。
- (3) 自家用車の乗り入れを規制する。

## 4. 屋内避難生活について

- (1) 学校等では、机等を1箇所まとめて保管し、病人等災害時要援護者のための屋内の収容スペースを設ける。
- (2) 窓ガラスには、ガムテープを貼り、飛散防止処置を施す。

## 5. プライバシーの保護について

家族単位で居住場所を区分し、むやみに他人の場所に立ち入らぬように指示する。

## 6. 避難行動要支援者の介護について

- (1) 介護は家族が行うものとし、要介護者の方は、予め避難所内事務所に届け出をする。
- (2) 介護者が不足する場合は、避難所内の人材から適任者（看護婦経験者等）に交代で介護をお願いする。

## 7. 教室等の開放について

災害弱者（妊産婦、乳児、病人、負傷者、障がい者、高齢者等）を優先する。

## 8. 死体安置所の確保について

避難所で亡くなられた方を、天幕等を張った一定の場所で安置するとともに、救助衛生部調査班に報告する。

## 9. 行方不明者の搜索、救出について

避難者の協力を得て、救助衛生部調査班と連携を図りながら早急に実施する。

## 10. 避難所の誘導について

被災者に町指定の避難所へ移動するよう誘導する。

---

11. ボランティアについて

- (1) 各地区の地域ボランティアを確認し、協力を依頼する。
- (2) 一般のボランティアの受入れについては、避難所責任者の指示を受ける。
- (3) ボランティアセンターの運営は、社会福祉協議会が行う。

## 避難所からの連絡について

避難所から災害対策本部への連絡については、下記のとおりです。

## 1. 情報連絡担当

情報連絡担当者は、町職員とする。ただし、町職員が対応できない場合、地域災害情報連絡委員の代表委員又は避難所役員が行う。

## 2. 情報連絡担当者の職務

電話による交信ができない場合は、避難所において収集した情報を自転車、バイクを使い本部に連絡する。また、本部からの指示、情報を避難所に伝える。

## 3. 連絡内容

別表のとおりとする。

## 4. 連絡の回数

定時 午前 10 時、午後 3 時の 2 回

臨時 傷病人の発見等、特別の事情がある場合、その都度必要に応じて連絡する。

## 5. その他

携帯電話の借用及びアマチュア無線の活用等も考慮しておく。

## 別表

連 絡 票	
避難所名 _____	
発信者氏名 _____	受信者氏名 _____
発信日時	年 月 日 午前・午後 時 分 発
受信日時	年 月 日 午前・午後 時 分 着
報 告 事 項	報 告 内 容
① 火災の発生状況	
② 至急応答要請	
③ 避難所の状況	
④ 避難者数	
⑤ 負傷者数	
⑥ 付近の状況 (被害状況票)	
⑦ 要請品目 (食料、物資等)	
⑧ その他	

## 避難者カード

避難所名		受付者名	
------	--	------	--

## 世帯単位

住所	世帯主			電話番号		
(ふりがな) 氏名	続柄	性別	年齢	職業	入所日	退所日
					月 日	月 日
避難した理由				備考		

※ 備考欄には、

- ① 離散した家族の氏名・続柄を記入する。
- ② 町民以外の者の所要（業務、旅行ほか）等を記入、また、死傷者がある場合氏名も記入する。
- ③ 避難所退所後の行き先を記入する。

## 避難者名簿

番号	避難期間	氏名	性別	年齢	続柄	住所	作成者		事後消息	備考
							氏名	班		
	月 日から 月 日まで						離散家族氏名			

(注1) 「離散家族氏名欄」には、避難によって生き別れとなった者の氏名を記入すること。

(注2) 「事後消息」欄には、避難所退所後の行き先を記入すること。

(注3) 「備考」欄には、町民以外の者の所要（業務、旅行ほか）等を記入すること。

## 避難所日誌

年 月 日 天候 ( )

避難所名	責任者名	記入者	部 班		報告時刻	月 日 時	No.	
			氏名					
避難収容人員	人	左記の内訳	大人	人	男女別	男	人、女	人
			小人	人	内 訳	男	人、女	人
【避難所の状況】			【必要な措置】					
①周囲の災害危険性			①二次避難					
②施設の被害及び応急復旧状況			②応急復旧要請					
③避難者の状況			③医療救護					
④衛生状況			④消毒					
⑤物資の供給状況			⑤食料・物資の供給					
⑥その他								

(注1) 最初の日誌には、避難所開設日時を明記すること。

(注2) 日毎に作成すること。

(注3) 「必要な措置」欄において、措置済みのものは「(済)」と記入すること。



## 物品（ ）受払簿

災害対策本部用

避難所名	数量	請求月日	配給数量	配給月日	取扱者	在庫数	備考欄

## 避難所物品受払簿

避難所名

整理番号	物品名	請求数量	請求月日	受領月日	受領数量	配給数量	取扱者	備考欄

## ※ 留意事項

- 1 避難所において、救援物資を受領した場合、備考欄にその旨記入すること。
- 2 備考欄には、救援物資受領簿の整理番号も記入すること。

---

## 障害物の除去について

1. 障害物の除去に関する事務は、土木住宅部道路班が担当する。
2. 土木住宅部長は、統括班長の下に一元管理されている情報に基づき障害物の除去を開始すること。
3. 道路班は、鳩山町全図（縮尺 1/10,000）に得られた情報を記載する。
4. 町内の建設業者へ障害物の除去について、協力要請を行うこと。この場合において、応急救助と競合する場合は、応急救助を優先する。
5. 道路等が通行不能または危険な場合、統括渉外部と連携して広報・通行止め等の表示を行い安全対策に万全を期すること。
6. 通行止めにした道路については、迂回路等を表示すること。
7. 橋梁等の点検については、細心の調査をすること。
8. 隣接市町村へのアクセス道路の交通状況を調査すること。

## 飲料水の供給について

1. 給水部長は、統括渉外部統括班長の下に一元管理されている情報を把握し、適宜給水業務等の状況を統括班長に報告するとともに連絡を密にすること。
2. 給水部施設班は主要な各水道施設の状況を調査・確認すること。
  - ①取水位（池田系及び高台寺系）
  - ②導水管
  - ③浄水場（池田浄水場及び高台寺浄水場）
  - ④送水管
  - ⑤配水場（上沢配水場、大衡配水池、鳩山町配水場）
  - ⑥配水管
3. 施設に立ち入るときは、必ず2人1組とし、「役場庁舎の安全確認について」を参照すること。
4. 施設の故障を早期に発見し、修繕に努めること。
5. 県吉見浄水場に送水状況等を確認すること。
6. 給水部給水班は、施設班と連絡をとり拠点給水に備えること。
7. 水源は、上沢配水場及び鳩山町配水場とする。
8. 給水班は、水源における飲料水調達を主に担当する。
9. 給水拠点は各避難所とする。
10. 給水方法は、下記の所在地に常備してあるポリタンク及び給水タンクを使用して行う。
  - ①ポリタンク 高台寺浄水場跡地及び鳩山町配水場
  - ②給水タンク 高台寺浄水場跡地
11. 給水拠点への飲料水の輸送は、協力部及び下記の班と連携して行うこと。
  - ①統括渉外部相談班
  - ②食料物資部物資班
  - ③文教部施設班
12. 町内の指定水道工事店を招集し、施設の復旧業務と給水業務に協力要請すること。

## 食品の給与・炊き出しについて

1. 食料物資部長は、統括渉外部統括班長の下に管理されている情報を把握すること。
2. 食料物資部食料班長は、具体的な連絡調整を行うこと。
3. 炊き出し場所は下記のとおりである。

施設名	所在地	電話番号	炊き出し能力	担当班
学校給食センター	赤沼 2419	296-0151	1,800 食	給食班
今宿コミュニティセンター	赤沼 2601	298-1115	200 食	給食班
亀井農村センター	須江 190-1	296-0515	90 食	食料班
公民館亀井分館	泉井 529-1	296-3200	90 食	協力班
公民館石坂分館	石坂 875-17	296-0676	60 食	協力班
農村活性化施設	赤沼 1427-1	296-7410	120 食	食料班
合 計			2,360 食	

4. 食料の調達をする場合、次の事項に留意すること。
  - ①食料備蓄品の種類及び数量（P66 災害備蓄品一覧表参照のこと）
  - ②必要な種類及び数量
  - ③輸送車輛の確保
5. 主要食料の調達先は以下のとおりである。

調達先	所在地	電話番号	責任者	備考
埼玉中央農協鳩山支店	新井 2031-1	296-1255	支店長	米穀
鳩山町商工会	赤沼 2607-3	296-0591	会長	副食

6. 食品の配分は次のとおりとする。

施設名	配分先	担当班	車両	備考
学校給食センター 今宿コミュニティセンター	亀井小体育館 鳩中第2体育館 今宿小体育館 町民体育館	物資班	給食センター車	1,500 人 (1,460 食分)
	鳩丘小体育館 多世代活動交流センター 鳩山高校体育館 電機大学体育館	物資班	給食センター車	1,600 人 (1,750 食分)
亀井農村センター	同 左	協力班		50 人(90 食)
公民館亀井分館	亀井小体育館	協力班		
公民館石坂分館	同 左	協力班		80 人(60 食)
農村活性化施設	鳩中第二体育館	協力班		

7. 統括渉外部渉外班は、炊き出しが実施できないときは、県（出先機関）に協力を要請すること。
8. 統括渉外部統括班及び情報班は、自主防災組織への情報提供、協力依頼を行うこと。

## 生活必需品の給（貸）与について

1. 生活必需品の給（貸）与に関する事務は、救助衛生部救助班が担当する。
2. 統括渉外部統括班長は、各避難所から報告される避難所物品受払簿を集計し、生活必需品の種類及び数量を災害対策本部長へ報告すること。
3. 救助衛生部長は、備蓄一覧表により生活必需品の種類、数量を確認し、車両の手配及び人員の確保を図ること。
4. 救助衛生部長は、災害対策本部長からの指示（次頁参照）に基づき給（貸）与を開始する。
5. 救助衛生部長は、物資が不足する場合は、統括渉外部渉外班を通じて商工会へ協力要請し更に不足する場合は、他市町村又は県へ物資の調達依頼をする。
6. 救助班は、防災備蓄倉庫から生活必需品を速やかに搬出すること。
7. 生活必需品の配分先は、各避難所とする。
8. 輸送車両は、原則として、総合福祉センター管理のワゴン車を使用する。
9. 救助班は、生活必需品の調達を主に担当し、その輸送及び供給は、下記の部と連携して行うこと。
  - 統括渉外部統括班、相談班
  - 食料物資部物資班

## 生活必需品の給（貸）与指示書

平成 年 月 日 時 分 指示

物資の品名	数量	調達方法		備考
		防災備蓄倉庫	借り上げ先	
① 寝具	毛布			
② 外衣				
③ 肌着				
④ 身周り品				
⑤ 炊事用具				
⑥ 食器				
⑦ 日用品	生理用品			
	紙おむつ			
	歯磨きセット			
⑧ 光熱材料	薪			

## ※ 留意事項

1. 借り上げ先には、商工会、他市町村名又は県などと記入する。

## 物資の給（貸）与状況

避難所名 \_\_\_\_\_

住家被害程度区分	世帯主氏名	基礎となった世帯構成人員 人	給（貸）与 月 日 月 日	物資給（貸）与		備考
				品名	数量	

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。  
2 物資給（貸）与の品名欄には、布団、毛布、タオルケット等具体的に記入すること。



## 行方不明者の捜索について

1. 行方不明者の捜索に関する事務は、救助衛生部調査班が担当する。
2. 救助衛生部長は、統括渉外部統括班長の下に管理されている情報を把握し、被害甚大なところから捜索を開始するよう指示する。
3. 捜索の時期は、応急救助活動と同時並行的に実施する。
4. 捜索隊は、下記の者により編成する。
  - ① 警察署員
  - ② 消防署員
  - ③ 消防団員
  - ④ 調査班職員
5. 捜索にあたっては、災害救助犬の活用も考慮する。
6. 捜索時の報告は発見時に逐次行い、それ以外は2時間ごとに行う。
7. 行方不明者の報告書式は下記のとおりとする。

行方不明者発見報告書	
記入者 _____	
氏 名	
住 所	
性 別	男      女      不明
発 見 場 所	鳩山町
発 見 状 態	1. 死亡   2. 負傷（重傷・軽傷）   3. 健康
発見後の所在	

8. 死者を発見した場合は、死体の処理・埋葬マニュアルにより行う。
9. 負傷者を発見した場合は、本部（救護班）に連絡する。

---

## 死体の処理・埋葬について

1. 死体の処理・埋葬に関する事務は、救助衛生部調査班が担当する。
2. 死体収容所（安置所）を中央公民館に開設する。
3. 検察医による検視の後、死体の収容を行う。
4. 各死体ごとに整理番号を附する。
5. 各死体及び遺留品について、整理・記録（次頁参照）及び写真撮影を行う。
6. 各死体の死体検案書を作成する。
7. 死体の埋・火葬許可書を作成する。
8. 死体を死体安置所から火葬場に移送する。
9. 焼骨は、遺留品とともに一時寺院等に保管を依頼する。
10. 収容した死体が多数のため、火葬場で火葬に付することができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。
11. 仮埋葬した死体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、焼骨及び遺留品は、一時寺院等に保管を依頼する。
12. 上記の処理中、身元が判明次第縁故者に引き渡す。
13. 給付品は、下記のとおりとする。
  - ① 棺（付属品を含む。）
  - ② 骨つぼ又は骨箱
  - ③ 埋葬実費又は火葬実費

## 死 体 整 理 表

整理番号	No.		
発見場所	鳩山町	番地・付近	
性別	男 ・ 女	身長	体重
		c m	k g
・特徴を列記すること。			
・遺留品を列記すること。			

死体検案書の添付 有 ・ 無

埋・火葬許可書の添付 有 ・ 無

## 住宅の応急対策について

1. 住宅の応急対策に関する事務は、土木住宅部住宅班が担当する。
2. 土木住宅部長は、統括渉外部統括班長の下に一元管理されている情報に基づき住宅の応急対策を開始すること。
3. 住宅班は、都市計画図および住宅地図に得られた情報を記載する。
4. 住宅班は、全壊、全焼又は、半壊、半焼等被災した家屋を詳細に現地調査する。
5. 住宅班は、住宅が全壊、全焼した者に対し、公営住宅等の入居斡旋を行うものとする。
6. 住宅班は、必要により応急仮設住宅の建設を行うものとする。
  - (1) 建設用地については、公有地を優先とする。
  - (2) 建設用地については、安全・保健衛生上適当な場所を選定する。
  - (3) 建設にあたっては、次の計画を策定すること。
    - ① 建設戸数
    - ② 建設仕様
    - ③ 建設経費
    - ④ 発注業者
7. 住宅班は、応急仮設住宅の入居審査基準を策定すること。
8. 住宅が半壊又は半焼した者に対し、居室、炊事場、トイレ等必要最小限の補修を行う。
  - ①上記の対象者は、自己の資力では応急修理を行えないものとする。
  - ②住居の状況は、現状のままでは、日常生活が営めない状況であること。
9. 町内の建設業者に応急修理の協力要請を行う。
10. 被災家屋の応急修理に関する技術指導を行う。
11. 家屋の応急危険度判定活動を遅滞無く実施するため、専門技術者の派遣要請を考慮する。
12. 被災家屋を修理するために、融資制度の利用等について相談窓口を設置する。
13. 上記の事務は、統括渉外部相談班が行う。

## 学用品の給与について

1. 学用品の給与に関する事務は、文教部教育班が担当する。
2. 教科書の給与については、下記のとおりとする。
  - ① 各学校での教科書の被害状況を調査し、統括渉外部統括班へ報告すること。
  - ② 教科書供給関係者と協議し、速やかに教科書の供給が行われるよう努めること。
  - ③ 教科書取次店に必要部数を連絡し、児童・生徒等への供給の便を図ること。

## 教科書取次店

有限会社 安斉書店	坂戸市仲町 1-21	049-281-0145
-----------	------------	--------------

3. 学用品の給与については、下記のとおりとする。
  - ① 各学校での学用品の被害状況を調査し、統括渉外部統括班へ報告すること。
  - ② 学用品供給関係者と協議し、速やかに学用品の供給が行われるよう努めること。
  - ③ 学用品調達先に必要数量を連絡し、児童・生徒等への供給の便を図ること。
4. 教科書・学用品等の輸送車両は、取次店等の車両による。
5. 教科書・学用品等の給与が終了後、速やかに統括渉外部統括班へ報告すること。

## 救援物資の受入れについて

1. 救援物資の受入れの事務は、統括渉外部相談班長が行う。
2. 救援物資の集積地及び保管場所は、原則として、役場庁舎北側の屋根付き駐車場とする。  
ただし、交通事情等により最寄の避難所にて受領することもできる。この場合、避難所の町職員は、直ちに災害対策本部へ連絡すること。
3. 統括渉外部相談班長は、救援物資受領簿（次頁参照）を作成する。
4. 救援物資の仕分けについては、多大の量が予想されるので、極力ボランティアに任せる。  
町職員は、指示に専念すること。

### 注意事項

- (1) 救援物資の種類ごとに区分すること。
  - (2) 同種類の物資をさらに同じ規格に揃えることが望ましい。
  - (3) 古着は、不要であること。
  - (4) 食料品については、賞味期限、保存期限を確認すること。
5. 救援物資の配給（各避難所への振り分け）についても同様に、極力ボランティアに任せる。

### 注意事項

- (1) 避難所を周知すること。
  - (2) 避難所の町職員と連絡をとること。
  - (3) 救援物資が避難者数に不足するときは、公平・平等の原則で対処すること。
6. 各避難所においては、教室等を保管場所とする。
  7. 避難所においては、救援物資受領後、速やかに災害対策本部に連絡すること。

## 救援物資受領簿

整理 番号	受領月日	物資の品名	数量	荷 住 送 所 ． 氏 り 人 名	備 考

## 無線での定時・緊急通信について

## 1. 定時通信

災害時において、基地局は、各避難所の携帯局及び車両搭載の移動局から町内の被害状況等の情報を収集することが主要な目的になります。しかし、多数の携帯局及び移動局から基地局へ一斉に通信が入った場合、混信を招くことが予想されます。したがって、基地局から一方的に、各携帯局及び移動局に定時通信することとします。

- ① この事務は統括渉外部通信交通係が担当する。
- ② 毎日午前 10 時・午後 3 時の 1 日 2 回実施する。
- ③ 以下、例文を示します。

基 地 局 災 害 対 策 本 部	車 両 搭 載 移 動 局 携 帯 局
☆午前 10 時の場合 こちらは、災害対策本部。 ただいまから 10 時の定時通信を開局します。  3 回繰り返し  ★午後 3 時の場合 同様とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各携帯局及び移動局は、常時開局し傍受のみとします。</li> <li>・必要な被害状況や生活状況及び活動指令に備えて必ずメモをとること。</li> <li>・知り得た情報は、必ず避難所の町民に連絡すること。この際、町民が不安になるような言動に十分配慮すること。</li> </ul>

※ただし、二次災害等の可能性がある場合は、この限りでない。

## 2. 緊急通信

携帯局及び移動局から基地局と交信することができる場合は、避難所や町内に緊急事態が発生した場合に限ります。

- ① 以下、例文を示します。

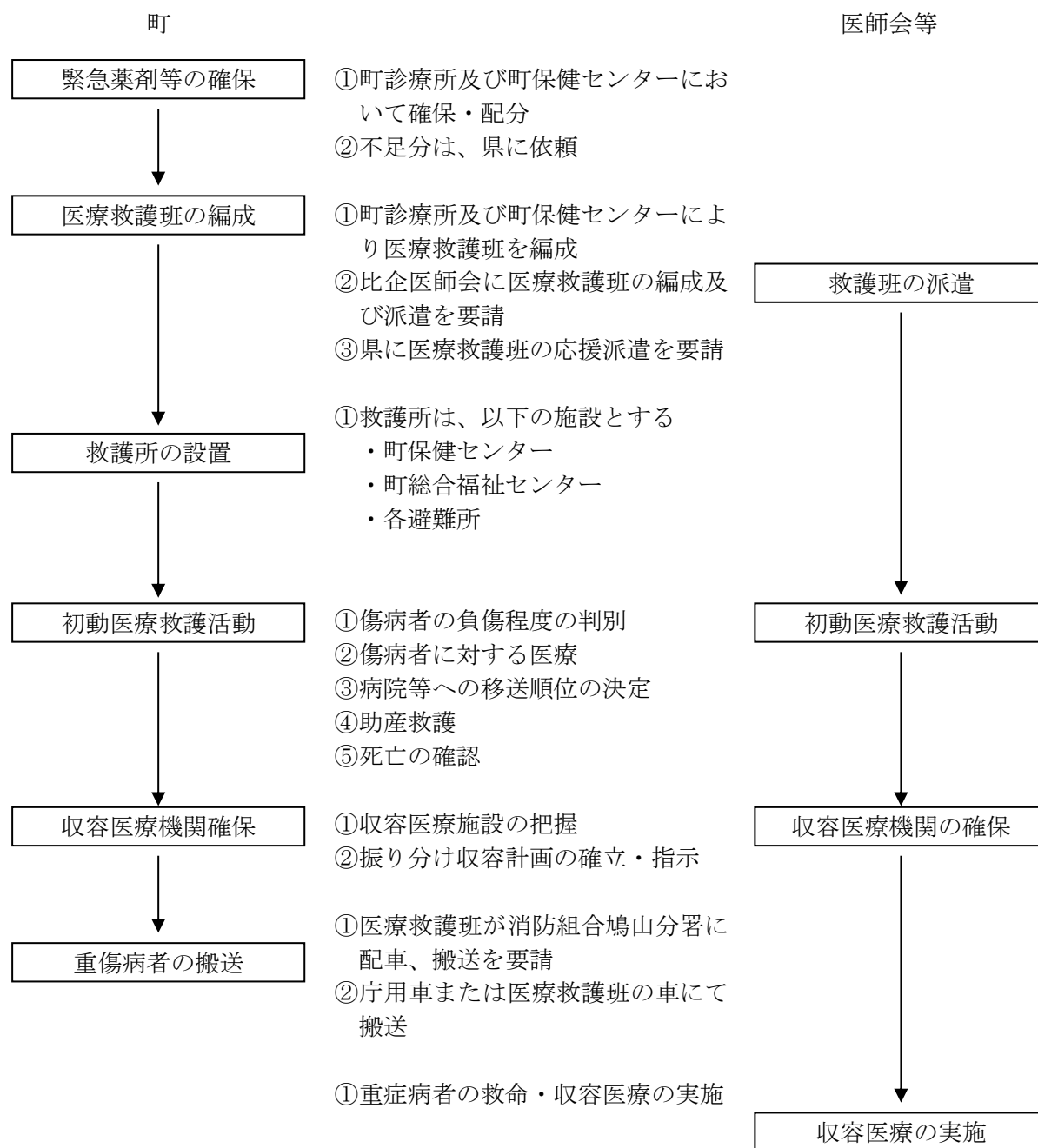
基 地 局 災 害 対 策 本 部	車 両 搭 載 移 動 局 携 帯 局
	至急・至急 はとやま 101 から 災害対策本部 どうぞ (応答があるまで繰り返す。)
はとやま 101 こちらは災害対策本部です。 どうぞ	
	緊急連絡 (文案 1) 鳩ヶ丘〇-〇-〇の住宅ほか数棟が倒壊しております。救助、救出の出動を要請します。 どうぞ
災害対策本部 了解 なお、応援部隊が到着するまでの間、安全に十分留意され、自主防災組織で全力で対応願います。 以上	



	はとやま 101 了解
	至急・至急 はとやま 101 から 災害対策本部  どうぞ (応答があるまで繰り返す。)
はとやま 101 こちらは災害対策本部です。  どうぞ	
	緊急連絡（文案 2） 鳩ヶ丘〇-〇-〇付近の住宅から火災が発生 しております。消防車の出動を要請します。 どうぞ
災害対策本部  了解 なお、消防車が到着するまでの間、安 全に十分留意され、自主防災組織で消 火作業を実施願います。  以上	
	はとやま 101 了解

## 緊急医療救護活動について

大規模な災害が発生した場合、多数の重・軽症者が一斉に特定の医療機関へ集中することが予想されます。したがって、緊急に治療を施すべき重症患者に対する緊急医療救護活動が行き届かない事態が生ずることも懸念されます。大規模地震時に際しては、被害の全体像をまず見きわめることが重要です。限られた医療施設・医療スタッフをもって、如何に最大多数の町民の生命を確保するかを第一に、全町的な医療救護活動を行う必要があります。



## 資料編 2-1-1 公共施設一覧表

平成 24 年 1 月 1 日現在

施設名	構造	階数	延面積 (㎡)	建築年
役場庁舎	鉄筋コンクリート造	地下1 地上3	4,356.59	S.55, H.4
東出張所	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上3	116.57	H.5
ふれあいセンター	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上3	1,295.20	H.5
今宿コミュニティーセンター	鉄筋コンクリート一部鉄骨造	地上3	1,161.18	H.10
総合福祉センター	鉄骨鉄筋コンクリート造	地下1 地上2	1,733.88	H.5
保健センター	鉄筋コンクリート造	地上2	630.67	S.59
地域包括支援センター	鉄筋コンクリート造	地上1	247.12	S.62
幼稚園	鉄筋コンクリート造	地上2	1,010.19	H.8
亀井小学校々舎	鉄筋コンクリート造	地上2	1,994.53	S.57
同上体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上2	613.37	S.52
今宿小学校々舎	鉄筋コンクリート造	地上3	2,978.13	S.48
同上体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上1	725.50	S.53
鳩山小学校々舎	鉄筋コンクリート造	地上3	4,264.58	S.49
同上体育館	鉄骨造	地上1	996.00	S.54
多世代活動交流センター	鉄筋コンクリート造	地上3	3,951.69	S.54
同上体育館	鉄骨造	地上1	996.00	S.55
中学校々舎	鉄筋コンクリート造	地上4	7,445.82	S.53
同上武道場	鉄骨造	地上1	361.50	H.22
同上体育館	鉄骨造	地上2	1,526.24	S.61
文化会館	鉄筋コンクリート造	地上3	1,951.24	H.3
中央公民館	鉄筋コンクリート造	地下1 地上3	1,567.93	S.50
亀井分館	木造	地上1	254.60	S.52
石坂分館	木造	地上1	282.79	S.53
図書館	鉄筋コンクリート造	地上2	825.89	H.1
町民体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上2	1,991.08	H.1
給食センター	鉄骨造	地上2	438.39	S.56
亀井農村センター	木造	地上1	232.62	S.50
梅沢集会所	木造	地上2	293.72	S.56
農村活性化施設	木造	地上1	416.20	H.6
鳩山高等学校々舎	鉄筋コンクリート造	地上5	7,654.00	S.58
同上体育館	鉄骨鉄筋コンクリート造	地上2	2,708.00	S.59
東京電機大学	鉄筋コンクリート造	地上2	3,127.55	S.55

## 資料編 2-1-2 水道施設一覧表

平成 25 年 1 月 1 日現在

名 称	種 別	単 位 数 量	形 状 寸 法 等
取水施設 (池田水源)	取 水 井	1 井	内径 6.0m 深 8.5m
導水施設	池 田 導 水 管	63.7m	φ 150mm 計画導水量 600 m <sup>3</sup> /日
浄水施設 (池田浄水場)	混 和 池 圧 送 ポ ン プ ろ 水 機 浄 水 池 塩 素 注 入 機 塩 素 注 入 機 室 浄 水 場 本 館 着 水 井	1 池 2 台 2 基 1 池 1 基 1 棟 1 棟 1 井	内法巾 4.0m×長さ 4.4m×水深 2.0m φ 80mm×0.65 m <sup>3</sup> /分×20m×3.7kw 胴径 1.37m×高さ 3.5m 内法巾 4.0m×長さ 4.4m×水深 2.0m PVC タンク 100ℓ 間口 1.7m×奥行 1.45m 2.4 m <sup>2</sup> 間口 8.5m×奥行 7.0m 59.5 m <sup>2</sup> 内法巾 2.8m×長さ 6.6m×水深 2.8m
送水施設 (池田系)	送 水 ポ ン プ 送 水 管	2 台 361.6m	φ 80mm×0.6 m <sup>3</sup> /分×60m×11kw φ 125mm 計画送水量 545 m <sup>3</sup> /日

配水施設	鳩山配水池	1 池	内径 16.0m×有効水深 15.0m P C造り有効容量 3,000 m <sup>3</sup>	
	上沢配水池	1 池	内径 15.0m×有効水深 12.0m P C造り有効水量 2,000 m <sup>3</sup>	
	大平配水池	2 池	内法巾 10.0m×長さ 12.3m ×有効水深 4.0m R C造り有効容量 984 m <sup>3</sup>	
	配水管		180.1m	φ 40mmVLSP (硬質塩化ビニール・ライニング鋼管)
			8,287.0m	φ 40mmVP (硬質塩化ビニール管)
			1,367.3m	φ 40mmHIVP (硬質塩化ビニール管)
			90.2m	φ 50mmVLSP (硬質塩化ビニール・ライニング鋼管)
			14,425.0m	φ 50mmVP (硬質塩化ビニール管)
			16,427.8m	φ 50mmHIVP (硬質塩化ビニール管)
			228.6m	φ 50mmPP (ポリエチレン管)
			15.7m	φ 50mmSP (ステンレス鋼管)
			318.5m	φ 75mmDCIP (ダクタイル鋳鉄管)
			317.3m	φ 75mmVLSP (硬質塩化ビニール・ライニング鋼管)
			10270.1m	φ 75mmVP (硬質塩化ビニール管)
			15896.2m	φ 75mmHIVP (硬質塩化ビニール管)
			108.4m	φ 75mmPP (ポリエチレン管)
			24.5m	φ 75mmSP (ステンレス鋼管)
			3,842.5m	φ 100mmDCIP (ダクタイル鋳鉄管)
			18.2m	φ 100mmVLSP (硬質塩化ビニール・ライニング鋼管)
			5,268.5m	φ 100mmVP (硬質塩化ビニール管)
			21,223.1m	φ 100mmHIVP (硬質塩化ビニール管)
			108.4m	φ 100mm PP (ポリエチレン管)
			8384.0m	φ 150mmDCIP (ダクタイル鋳鉄管)
	6793.7m	φ 150mmVP (硬質塩化ビニール管)		
	24008.3m	φ 150mmHIVP (硬質塩化ビニール管)		
	1473.6m	φ 150mm PP (ポリエチレン管)		
	87.1m	φ 150mmSP (ステンレス鋼管)		
	7211.9m	φ 200mmDCIP (ダクタイル鋳鉄管)		
	50.8m	φ 200mmSP (ステンレス鋼管)		
	1,503.1m	φ 250mmDCIP (ダクタイル鋳鉄管)		
	5,461.8m	φ 300mmDCIP (ダクタイル鋳鉄管)		
	14.2m	φ 300mmSP (ステンレス鋼管)		
	69.1m	φ 300mmSTP (鋼管)		
	配水管総延長	153,409.6m		

## 資料編 2-1-3 下水処理施設一覧表

平成 25 年 4 月 1 日現在

施設 の 現 況 と 計 画					防 災 計 画	
名称	施 設 名	全体計画	平成 24 年度末現在	平成 25 年度以降	自家発電装置	
					有無	取付予定
毛呂山・越生・鳩山公共下水道	鳩山第 1 中継ポンプ場	φ 150mm×3 台 (うち予備 1 台)	φ 150mm×2 台 (うち予備 1 台)	同左	有	—
	鳩山第 2 中継ポンプ場	φ 150mm×3 台 (うち予備 1 台)	同左	同左	有	—
	今宿東中継ポンプ場	φ 150mm×2 台 (うち予備 1 台)	同左	同左	有	—
	管 渠 (幹線管渠のみ)	5.9Km	同左	同左		
	鳩山ニュータウン 第 1 中継ポンプ場	φ 150mm×4 台	同左	同左	有	—
	鳩山ニュータウン 第 2 中継ポンプ場	φ 100mm×3 台 (うち予備 1 台)	同左	同左	有	—
	鳩山ニュータウン 管 渠	34.2Km	同左	同左		

## 資料編 2-1-4 農業集落排水処理施設一覧表

平成 25 年 4 月 1 日現在

施 設 名	概 要	防 災 計 画
大橋・泉井地区クリーン施設	構 造：鉄筋コンクリート 地上 1 階・地下 1 階 延べ床面積：220.90 m <sup>2</sup> 処理人口：890 人 処理方式 鉄溶液注入連続流入間欠 ばっ気方式+D0 制御機構	災害対応計画策定
管 路 施 設	延長 L=15.9km・マンホール 457 基	
マンホールポンプ P 1	φ 65mm×2 台、出力 2.20kw	
マンホールポンプ P 2	φ 50mm×2 台、出力 0.75kw	
マンホールポンプ P 3	φ 50mm×2 台、出力 0.75kw	
マンホールポンプ P 4	φ 50mm×2 台、出力 0.75kw	
マンホールポンプ P 5	φ 50mm×2 台、出力 0.75kw	
マンホールポンプ P 6	φ 50mm×2 台、出力 0.75kw	
マンホールポンプ P 7	φ 50mm×2 台、出力 1.50kw	
マンホールポンプ P 8	φ 50mm×2 台、出力 1.50kw	
マンホールポンプ P 9	φ 50mm×2 台、出力 1.50kw	
マンホールポンプ P 10	φ 50mm×2 台、出力 1.50kw	
マンホールポンプ P 11	φ 65mm×2 台、出力 1.50kw	
マンホールポンプ P 12	φ 80mm×2 台、出力 3.70kw	

## 資料編 2-1-5 危険物施設一覧表

平成 25 年 4 月 1 日現在

施設種類		箇所数	
製造所			
貯蔵所	屋内貯蔵所	2	
	屋外タンク貯蔵所	2	
	屋内タンク貯蔵所	1	
	地下タンク貯蔵所	14	
	簡易タンク貯蔵所		
	移動タンク貯蔵所	8	
	屋外貯蔵所		
	小計	27	
取扱所	給油取扱所	営業用	5
		自家用	5
	販売取扱所	第一種	
		第二種	
	一般取扱所	詰替え	3
		その他	3
小計	16		
合計		43	

## 資料編 2-2-1 鳩山町災害対策本部条例

(昭和 39 年条例第 153 号)

## (目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、鳩山町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (組織)

第 2 条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

## (部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

## (雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 附 則

この条例は、昭和 39 年 2 月 26 日から施行する。

## 附 則(平成 24 年 9 月 13 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。



平成9年3月31日  
告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳩山町災害対策本部条例(昭和39年鳩山村条例第153号)第4条の規定に基づき、鳩山町災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員の責務)

第2条 すべての職員は、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、本部の活動に協力しなければならない。

(本部の設置及び閉鎖)

第3条 本部は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定による鳩山町地域防災計画の定めるところにより、その必要を認めるときに町長が設置するものとし、災害の拡大するおそれが解消し、かつ、災害に対する応急対策及び応急復旧がおおむね完了したと認めるときに閉鎖するものとする。

(本部長、副本部長及び本部員)

第4条 本部に、次の各号に掲げる職員を置き、当該各号に定めるものをもって充てる。

- (1) 災害対策本部長(以下「本部長」という。) 町長
- (2) 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。) 副町長及び教育長
- (3) 災害対策本部員(以下「本部員」という。) 総務課長、政策財政課長、税務課長、町民課長、健康福祉課長、高齢者支援課長、生活環境課長、産業振興課長、まちづくり推進課長、水道課長、出納室長、議会事務局長、教育総務課長、生涯学習課長及び総務課課長補佐

(本部会議)

第5条 本部に、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定するため、本部会議を置く。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。
- 3 本部会議は、本部長が招集し、主宰する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部、班及び係の組織)

第6条 災害予防及び災害応急対策の事務を実施させるため、別表第1のとおり部名、班名及び係名の欄に掲げる部、班及び係を置き、同表分掌事務の欄に掲げる事務を分掌させるものとする。

- 2 部に部長及び副部長、班に班長を置く。
- 3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 副部長は、部長を補佐し、所属職員を指揮監督し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 班長は、上司の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(体制の種別及び配備区分)

第7条 災害対策の活動に当たってとるべき体制の種別及び配備区分は、次のとおりとする。

- (1) 待機体制(本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制)  
災害の要因が発生した場合で、特に関係のある課の少人数で情報収集及び連絡活動が行い

得る態勢

(2) 警戒体制（本部を設置しないで通常の組織をもって警戒に当たる体制）

ア 第1 配備 災害の要因が発生した場合において、主として情報の収集及び報告並びに警報等の伝達を任務として活動する態勢

イ 第2 配備 軽微な災害が発生した場合において、災害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する態勢

(3) 非常体制（本部を設置して災害対策活動を推進する体制）

ア 第1 配備 相当規模の災害の発生が予想される場合において、応急対策活動に即応できるように当該部長が必要と認める職員を配備して活動する態勢

イ 第2 配備 激しな災害が発生した場合において、組織及び機能のすべてをあげて活動する態勢

（動員計画）

第8条 職員の動員計画については、部長に充てられる者が、前条の体制の種別及び配備区分ごとに別表第2に掲げる基準に従って、別に定めるものとする。

（非常参集）

第9条 職員は、地震その他の大規模の災害が発生した場合において、交通途絶等のため所定の配備に就くことができないときは、最寄りの他市町村役場に参集するものとする。

（応援の要請）

第10条 部長は、配備された職員をもっては十分に災害応急活動が実施できないと認めるときは、本部長に対して応援を求めるものとする。

（その他）

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日告示第28号）抄  
（施行期日）

1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）  
部の組織及び分掌事務

部 名	班名（通常組織）	係 名	分 掌 事 務
統括渉外部	統 括 班 （総務課及び出納室）	情報調整係	1 災害に関する情報の調整に関すること。 2 本部長の指令の伝達に関すること。
		通信交通係	1 防災行政無線等の非常通信に関すること。 2 交通状況の調査及び非常交通の誘導に関すること。
		災害広報係	災害情報の広報に関すること。
		輸 送 係	1 人員及び物資の輸送等のための車両等調達に関すること。 2 車両の配車計画に関すること。 3 車両の燃料確保に関すること。
	渉 外 班 （政策財政課）	渉 外 係	1 県及び関係機関との連絡調整、応援要請に関すること。 2 鉄道、電話、電気、ガス等の指定公共機関との連絡に関すること。
		公共施設係	1 公共施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 公共施設の確保提供に関すること。
	相 談 班 （政策財政課）	相 談 係	1 被災者の相談に関すること。 2 災害見舞金の受入れ、配分計画に関すること。
	情 報 班 （税務課）	情報収集係	1 災害に関する情報の収集に関すること。 2 被害調査に関すること。 3 町内の各地域団体との情報交換及び地域団体活動の協力に関すること。
	報 道 班 （議会事務局）	報 道 係	報道機関との連絡調整に関すること。
	救助衛生部	救 助 班 （健康福祉課及び高齢者支援課）	救 助 係
生 活 係			生活必需品等の調達及び給与に関すること。
調 査 班 （町民課）		調査捜査係	1 被災者の捜索、死体の処理及び埋・火葬に関すること。 2 避難所生活者の調査及び確認に関すること。

	衛生班 (生活環境課)	衛生係	1 防疫及び衛生に関する こと。 2 下水道施設に関する こと。
	救護班 (保健センター)	救護係	1 被災者の救護に関する こと。 2 医療機関との連絡及び 調整に関すること。
	医療班 (保健センター)	医療係	1 被災者に対する医療に 関すること。 2 医薬品の確保に関する こと。
食料物資部	食料班 (産業振興課)	食料係	主食、副食及び調味料等 の調達に関すること。
	物資班 (産業振興課)	物資係	1 生活必需品以外の物資 の調達に関すること。 2 農林関係の被害調査及 び被害対策に関するこ と。
	給食班 (給食センター)	給食係	炊き出しに関すること。
給水部	施設班 (水道課)	施設係	水道施設の応急復旧に 関すること。
	給水班 (水道課)	給水係	1 飲料水の確保供給に関 すること。 2 飲料水輸送用の容器の 整備に関すること。
土木住宅部	道路班 (まちづくり推進課)	道路係	道路、河川、橋りょう等 の復旧に関すること。
	住宅班 (まちづくり推進課)	住宅公園係	1 応急仮設住宅の建設 に関すること。 2 公園施設の確保提供に 関すること。
文教部	施設班 (教育総務課兼生涯学習課)	施設係	1 教育施設の応急復旧に 関すること。 2 教育施設の確保提供に 関すること。
	教育班 (教育総務課兼生涯学習課)	教育係	1 児童、生徒の安全確保 及び保健衛生に関する こと。 2 学用品の確保調達に関 すること。
協力部	協力班 (各課等)		1 避難所の開設、食料等 の調達輸送、飲料水の確 保提供など緊急に実施 が必要で、しかも多くの 人員が必要な場合に各 部の業務に優先する特 別部を組織する。 2 特別部は、その業務が 軌道に乗った段階で解 散し、本来の部がその業 務を引き継ぐ。

## 別表第2（第8条関係）

## 職員の動員基準

部	班	待機体制	警戒体制		非常体制	
			第1配備	第2配備	第1配備	第2配備
統括渉外部	統括班 渉外班 相談班 情報班 報道班	総務課	別に定める	主幹級以上	主事級以上	全職員
救助衛生部	救助班 調査班 衛生班 救護班 医療班					
食料物資部	食料班 物資班 給食班					
給水部	施設班 給水班					
土木住宅部	道路班 住宅班					
文教部	施設班 教育班					
協力部	協力班					

## 資料編 2-2-3 別表 被害報告判定基準

区分	基準
人的被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 死者とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが、死亡したことが確実なもの。</li> <li>2 行方不明者とは、当該被害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがあるもの。</li> <li>3 負傷とは、災害のため負傷し、医師の治療を受ける必要のあるもの。負傷のうち「重傷」とは、1月以上の治療を要する見込みのもの、「軽傷」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。</li> </ol>
住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 住家とは、現実に住家のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</li> <li>2 棟とは、一つの独立した建物とする。</li> <li>3 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。</li> <li>4 全壊、全焼又は流失とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した床面積その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</li> <li>5 半壊又は半焼とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その損害割合が20%以上50%未満のもの。</li> <li>6 一部破損とは、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上、床下浸水に該当しない場合であつて、建物の一部が破損した状態とする。</li> <li>7 床上浸水とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には、該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。</li> <li>8 床下浸水とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したもの。</li> </ol>
非住家被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 非住家とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住宅とする。</li> <li>2 公共建物とは、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。</li> <li>3 その他とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。</li> <li>4 非住家被害とは非住家に対する全壊、半壊程度の被害を受けたもの。</li> </ol>
田畑被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 流出とは、田・畑の耕土の厚さ1割以上が流出した状態をいい、埋没とは、土砂等のたい積のため、耕作が不能となったもの。</li> <li>2 冠水とは、稲等の先端が見えなくなる程度に水につかったもので、耕地、作物に被害を受けたもの。</li> </ol>
道路被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路決壊とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が破損し、車両の通行が不能となった程度の被害を受けたもの。</li> <li>2 道路冠水とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたもので、一部が冠水し、車両の通行規制が行われる程度の被害を受けたもの。</li> </ol>
その他の被害	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 文教施設被害とは、小学校・中学校・高等学校・大学・高等専門学校・盲学校聾学校・養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とし、復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</li> <li>2 橋りょう被害とは、道路を連結するために河川等の上に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害を受けたもの。</li> <li>3 河川被害とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、又は準用される河川もしくはその他の河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護をすることを必要とする河岸で被害を受け復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。</li> <li>4 破防被害とは、砂防法（昭和30年法律第29号）第1条に規定する破防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される破防のための施設又は同法第3条の2の規定によって準用され天然河岸とし、これらが決壊又は埋没し、復旧工事を要する程度の被害を受けたもの。</li> <li>5 清掃施設被害とは、ごみ処理およびし尿処理施設の一部が破損し、一時使用不能となった程度の被害を受けたもの。</li> <li>6 崖くずれとは、崖くずれによって人・住家等に被害を生じたもの、また復旧工事を必要とする程度の被害を受けたもの。</li> <li>7 鉄道不通とは、汽車・電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたもの。</li> <li>8 被害船舶とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能となったもの、および流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ運行できない程度の被害を</li> </ol>

	<p>うけたもの。</p> <p>9 水道被害とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。</p> <p>10 電話被害とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。</p> <p>11 電気被害とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。</p> <p>12 ガス被害とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。</p> <p>13 ブロック塀被害とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。</p>
り災世帯・り災者	<p>1 り災世帯とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に常時宿泊する者については当該施設は、宿泊するすべての者の集まりを1世帯として取り扱う。また、同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば、当然2世帯として取り扱う。</p> <p>2 り災者とは、り災世帯の構成員とする。</p>
被害金額	<p>1 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。</p> <p>2 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。</p> <p>3 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。</p> <p>4 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。</p> <p>5 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。</p> <p>6 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。</p> <p>7 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。</p> <p>8 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。</p> <p>9 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。</p>
災害対策本部等	<p>1 市町村対策本部欄は、各市町村において、本部設置に当り、とった配備体制の名称を記入する。</p> <p>2 災害対策本部設置市町村名、災害救助法適用市町村名欄は、各支部で記入する。</p>
備考	<p>1 災害の発生場所とは、被害を生じた市町村名又は地域名とする。</p> <p>2 災害の発生日月日とは、被害を生じた日時又は期間とする。</p> <p>3 災害の種類概況とは、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等とする。</p> <p>4 消防機関の活動状況とは、消防、水防、救急、救助、避難誘導等の活動状況とする。</p> <p>5 その他とは、その他特記事項。なお、市町村長が避難の勧告・指示を行った場合には、その概況とする。</p>

(注) 1 この報告の調査項目にないものは「その他被害」欄に具体的に掲載すること。

2 要領第13条の規定に基づく報告は、累計すること。

様式第1号

# 発 生 速 報

支 部  
市町村

日 時	分受信	発信者	受信者	
1 被害発生	自	月	日	時 分
	自	月	日	時 分
2 被害場所				
3 被害程度				
4 被害に対する措置				
5 その他必要事項				

(注) 内容は簡単に要を得たものとする。



様式第 2 号

# 経 過 速 報

 支 部  
市町村

発信者				受信者					
災害の種別					発生地域				
被害日時		自 月 日		至 月 日					
報告区分									
区 分		被 害		区 分		被 害			
人 的 被 害	死 者		人			田 畑 被 害 道 路 害	流出・埋没 冠 水	ha	
	行方不明者		人				流出・埋没 冠 水	ha	
	負 傷 者	重 傷		人			決 壊 冠 水	箇所	
		軽 傷		人					
住 家 被 害	全 壊 (焼) (流失)		棟			そ の 他 被 害	文教施設	箇所	
			世帯				病 院	箇所	
	半 壊 (焼)		棟				橋りょう	箇所	
			世帯				河 川	箇所	
	一 部 破 損		棟				砂 防	箇所	
			世帯				清掃施設	箇所	
			人				崖くずれ	箇所	
	床 上 浸 水		棟				鉄道不通	箇所	
			世帯				被害船舶	隻	
			人				水 道	戸	
	床 下 浸 水		棟				電 話	回線	
			世帯				電 気	戸	
			人				ガ ス	戸	
			人				ブロック塀等	箇所	
非 住 家 被 害	公 共 建 物	全壊(焼)		棟			り災世帯数	世帯	
		半壊(焼)		棟			り災者数	人	
	そ の 他	全壊(焼)		棟			火 災 発 生	建 物	件
半壊(焼)		棟			危 険 物	件			
							そ の 他	件	

災害に対してとられた措置

(1) 災害対策本部の設置状況

(2) 市（町村）のとした主な応急措置の状況

(3) 応援要請又は職員派遣の状況

(4) 災害救助法適用の状況

(5) 避難命令・勧告の状況

市町村数 地区数

人 員 人

(6) 消防機関の活動状況

ア 出動人員 消防職員 名

消防団員 名

イ 主な活動状況（使用した機材を含む）

## 被害状況調

支部  
市町村

	発信者		受信者	
災害の種別	発生地域			
被害日時	自	月	日	至
報告区分	確定			

区 分			被 害	区 分			被 害		
人的被害	負傷者	死者	人	田畑被害	田	流出・埋没冠水	ha		
		行方不明者	人			流出・埋没冠水	ha		
		重傷	人		畑	流出・埋没冠水	ha		
		軽傷	人			決壊	箇所		
住家被害	全壊(焼)	(焼)	棟	その他被害	道路被害	冠水	箇所		
			(流失)			世帯	文教施設	箇所	
		半壊(焼)	(焼)			棟	病院	箇所	
						世帯	橋りょう	箇所	
			一部破損			一部破損	棟	河川	箇所
							世帯	砂防	箇所
	床上浸水	床上浸水	棟		清掃施設	箇所			
			世帯		崖くずれ	箇所			
			人		鉄道不通	箇所			
		床下浸水	床下浸水		棟	被害船舶	隻		
					世帯	水道	戸		
					人	電話	回線		
非住家被害	公共建物	全壊(焼)	棟	火災発生		電気	戸		
		半壊(焼)	棟			ガス	戸		
	その他	その他	全壊(焼)			棟	ブロック塀等	箇所	
			半壊(焼)			棟	り災世帯数	世帯	
						り災者数	人		
						建物	件		
						危険物	件		
						その他	件		

区 分		被 害		市 町 村	災害対策本部	名称				
公立文教施設	千円					設置	月	日	時	
農林水産施設	千円					解散	月	日	時	
公共土木施設	千円									
その他公共施設	千円									
小 計		千円								
公立施設被害 市 町 村 数		団体		災害対策本部	設置市町村数					
そ の 他	農産被害	千円								
	林産被害	千円								
	畜産被害	千円								
	水産被害	千円				計 団体				
	商工被害	千円								
				災害救助法	適用市町村名					
						計 団体				
その他		千円		消防職員出動延人数		人				
被害総額		千円		消防団員出動延人数		人				
備 考	その他（避難の勧告・指示・自主避難等の状況）									

## 資料編 2-2-5 応援協定等

## 大規模災害時における相互応援に関する協定書

熊谷市長、東松山市長、坂戸市長、滑川町長、嵐山町長、小川町長、都幾川村長、玉川村長、川島町長、吉見町長、鳩山町長、東秩父村長及び大里村長は大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村（以下「協定市町村」という。）の区域において地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、本協定を締結した協定市町村は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項の規定に基づき、被災の協定市町村が応援を要請する応急措置等、迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

## (連絡担当課等)

第2条 協定市町村は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、災害が発生したときは連やかに相互に連絡するものとする。

## (連絡調整員の派遣)

第3条 協定市町村は、必要があると認めるときは、被災協定市町村の災害対策本部に連絡調整員の職員を派遣することができる。

## (応援の内容及び範囲)

第4条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
  - (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
  - (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
  - (4) 災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
  - (5) 協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
  - (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
  - (7) 被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
  - (8) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項
- 2 前項の応援範囲は、隣接する協定市町村を原則とするものとする。ただし、災害被害の状況によってはこの限りではない。

## (応援要請)

第5条 協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の場所
- (3) 応援の期間
- (4) 必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
- (5) 必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
- (6) 必要とする職種別人員
- (7) 小中学校への一時受け入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
- (8) その他、応援を必要とする事項等

(応援の自主出動)

第 6 条 協定市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、応援要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の協定市町村と協力し、自主的に被災の協定市町村の情報収集を行い、その結果を埼玉県に伝達するものとする。

2 応援する協定市町村は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災の協定市町村に代わり必要な応援要請を協定市町村に行うとともに、緊急応援活動を実施することができるものとする。

(応援経費の負担)

第 7 条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1) 職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担する。

(2) 前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける協定市町村が負担する。

(情報の交換)

第 8 条 協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(その他)

第 9 条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村がその都度協議して定める。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第 2 条に規定する連絡担当課等が協議して定める。

第 10 条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本協定書 13 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保持する。

平成 8 年 3 月 1 日

## 災害時における鳩山町と鳩山郵便局の協力に関する覚書

鳩山町長（以下「甲」という。）及び鳩山郵便局長（以下「乙」という。）は、鳩山町内に発生した地震、その他の災害において、互助精神に基づき、鳩山町、鳩山郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

## （用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

## （協力要請）

第2条 甲及び乙は、鳩山町内に災害が発生した場合は、次の各号に掲げる事項について相互に協力を要請することができる。

- (1) 甲又は乙が所有し、又は管理する施設及び用地の相互利用
- (2) 甲又は乙が収集した被災町民の避難先、被災状況等の情報の相互提供
- (3) 避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (4) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- (5) 前各号に定めのない事項で協力できる事項

## （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その所掌事務の遂行に支障のない限り、協力するよう努めなければならない。

## （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力のために要した費用については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請を求めた者が、適切な方法により算出した金額を負担するものとする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲及び乙が協議をし、負担すべき額を決定する。

## （情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、情報連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

## （防災訓練への参加）

第6条 鳩山郵便局は、鳩山町の行う防災訓練等に参加することができる。

## （情報の交換）

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

## （連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては鳩山町総務課長、乙においては鳩山郵便局長とする。

## （疑義の決定）

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年8月7日

## 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

鳩山町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「乙」という。）とは、鳩山町内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 甲は、鳩山町内において災害が発生し、家屋の倒壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

## （協力要請）

第2条 甲は、災害時において被災者への一時的供給居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

## （協力）

第3条 乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

## （協議）

第4条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成17年12月1日

## 災害時における相互協定に関する協定書

鳩山町（以下「甲」という。）と、学校法人東京電機大学（以下「乙」という。）とは、災害時における、安全確保や生活復興などの災害対策を迅速に推進するため、災害発生時及び平常時の協力体制の確保に関し、次のとおり相互協力に関する協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震等の大規模災害その他の災害が発生した場合において、町民、在勤者、在学者及び町内訪問者並びに乙の学生及び教職員の安全を図るために執る甲及び乙の協力体制について定めるとともに、平常時より災害時援助活動が円滑に実施できる協力体制を整備することを目的とする。

## （協力要請）

第2条 前条に規定する協力を要請する場合は、予め定めている甲乙双方の担当者等を通じて行うものとする。

## （協力）

第3条 前条に規定する協力要請を受けた場合は、協定の内容にしたがって可能な限り協力を努めるものとする。ただし、真にやむを得ない事情により協力要請に応じられない場合はこの限りでない。

## （協力内容）

第4条 前条に規定する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害時における町指定避難所の開設
- (2) 災害応急対策活動拠点の開設
- (3) 帰宅困難者（町民、学生）の支援（乙の設置する神田キャンパス近隣で被災した帰宅困難者の支援を含む）
- (4) 災害時の情報の共有
- (5) 災害時の双方の施設等利用
- (6) ボランティア組織整備（町民、学生）
- (7) 避難訓練の実施協力
- (8) 防災啓発に関する協力（耐震相談、防災セミナー等の開催）
- (9) スクールバス、庁用バス等の避難時輸送相互支援協力
- (10) その他の協力要請事項

## （相互協力体制の整備）

第5条 前条第6号による派遣等を行うため、予め、町民ボランティア及び学生ボランティアの募集、登録、養成等を行うこととする。

2 前項の規定による活動に対して、必要な研修・資機材の提供など可能な限り協力する。

## （施設等提供期間）

第6条 第4条第5号に規定する施設の提供期間は、原則として災害発生直後の初動期間とし、被災者が自宅に帰宅又は鳩山町が指定する施設に移動するまでの期間とする。ただし、これを超えて使用する場合は、甲及び乙の協議により決定する。

## （施設等の管理）

第7条 避難所等の管理運営については、甲の責任において行うものとする。

2 甲は避難施設を開設する時は、乙の教育活動の妨げとならないように配慮する。

3 避難施設の管理運営については、乙はできる限り甲に協力するものとする。

## （費用負担）

第8条 第4条の相互協定に要する費用の負担は、甲乙協議して定める。



(実施細目)

第9条 この協定の実施に必要な事項については、甲乙協議して実施細目を定めるものとする。

(情報交換)

第10条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うこととする。

(協議)

第11条 この協定に関する疑義や定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

(附則)

- 1 この協定は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し甲乙両者記名捺印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成18年4月1日

## 災害時における救援物資提供に関する協定書

鳩山町（以下「甲」という。）と三国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供について次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時における物資の提供に関する乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

## （協力の内容）

第2条 町内に震度5弱以上の地震または、同等以上の災害が発生若しくは発生する恐れがある場合において、甲の対策本部が設置され、その対策本部から物資の提供について要請があった時、乙は以下の内容により協力するものとする。

- 2 乙は、第1項の要請があった時は、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型）の機内在庫の製品を甲に無償提供するものとする。
- 3 乙は、第1項の要請があった時は、速やかにフォロー体制を整えるなど万全を期すものとする。ただし、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講ずるものとする。
- 4 乙は、第1項の要請があった時は、飲料水の優先的な安定供給を甲に行うものとする。
- 5 飲料水の引渡し場所は、甲、乙が協議し決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき甲が確認の上引き取るものとする。又、飲料水の対価については甲が負担するものとし、価格は甲乙協議の上決定するものとする。

## （要請の手続き）

第3条 甲は、この協定による要請を行う時は、救援物資提供要請書（様式1）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出するものとする。

## （期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

- 2 前項の解消の申し出は、1ヶ月前までに相手方に申し出るものとする。

## （協議）

第5条 この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項、その他この協定に定めない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1を保有する。

平成18年4月28日

## 災害時における飲料供給に関する協定書

鳩山町（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲において災害が発生した場合における、甲に対する乙の飲料供給の協力について定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定で「災害」とは、災害救助法施行令第1条で規定される程度の災害が発生し、水道または電気等のライフラインが絶たれたときを指す。

## （災害時における飲料提供）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は、前項の乙への要請を電話等、甲の任意の方法により行うことができる。ただし、後日速やかに供給内容確認のために別途乙の指定様式に必要事項を記入のうえ、甲から乙へ提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできうる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場所・日時等を甲に連絡する。

4 災害時、同一災害のために国（警察・消防・自衛隊等を含む）及び埼玉県から乙に対して飲料供給の要請があった場合、乙は甲に連絡のうえその要請を優先することができる。

## （代金決済）

第4条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び供給費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による対価・費用等は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## （災害対策用自動販売機）

第5条 乙は、甲の災害対策用として設置する自動販売機の庫内在庫を、災害時には甲が無償で利用することを認める。当該自動販売機の利用詳細については甲乙間で別途定める。

## （期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

## （協議）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議して定めるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年7月7日

## 社会福祉法人鳩山松寿会鳩山松寿園及び鳩山町災害時相互援助協定書

社会福祉法人鳩山松寿会鳩山松寿園（以下（甲）という。）と鳩山町（以下「乙」という。）は災害時に際し相互援助するため、次の通り協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に、社会福祉法人鳩山松寿会鳩山松寿園及び鳩山町との協調を図り、相互に援助活動を行うことにより、損害を未然に防止あるいは最小限にとどめることを目的とする。

## （通報）

第2条 甲または甲の近隣に火災等災害が発生した場合、甲及び乙は、直ちに消防署等に通報するとともに、甲または乙に通報し、協力を依頼するものとする。

## （初期消火、避難誘導）

第3条 甲及び乙は、消防隊が到着するまでの間、初期消火を行い、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、甲の入所者や利用者あるいは乙の住民を安全な場所まで避難誘導を行うものとする。

## （避難場所の提供）

第4条 甲及び乙は、災害時の安全を確保するため、必要に応じて、敷地や建物を避難場所として提供するものとする。

## （奉仕）

第5条 甲及び乙の援助活動は、奉仕によるものとする。

## （連絡会議）

第6条 甲及び乙は、相互に情報交換を行い、災害時に迅速に対応できるよう、原則として年1回連絡会議を開催するものとする。

## （疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成19年4月1日

## 災害時における埼玉県内市町村間の相互応援に関する基本協定

## (目的)

第1条 この協定は、埼玉県内の地域に災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することが出来ない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、埼玉県内の全ての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定める。

## (応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救急活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救援及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ボランティア受付及び活動調整
- (9) 被災児童及び生徒の応急教育の受入れ
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

## (応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、単一の他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請する。

- (1) 被害の状況
  - (2) 応援の種類
  - (3) 応援の具体的な内容及び必要量
  - (4) 応援を希望する期間
  - (5) 応援場所及び応援場所への経路
  - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により埼玉県知事(以下「知事」という。)に対し応援要請の依頼を行い、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達する。
- 3 被災市町村の長は、応援する市町村の長に対し、速やかに要請文書を提出する。

## (応援の実施)

第4条 前条第1項の規程により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長及び知事に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡する。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施する。

## (応援の調整)

第5条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができる。

## (情報の交換)

第6条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努める。

(その他)

第7条 この協定は、埼玉県広域消防相互応援協定のほか、市町村間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

2 この協定の実施に関して必要な事項については、その都度協議して定める。

附則

1 この協定は、平成19年5月1日から施行する。

2 この協定の成立は、埼玉県知事及び県内前市町村長の同意書をもって証する。

平成19年5月1日

## 社会福祉法人いずみ会聖神学園及び鳩山町災害時相互援助協定書

社会福祉法人いずみ会聖神学園（以下「甲」という）と鳩山町（以下「乙」という）は、災害時に際し相互援助するため、次のとおり協定書を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に社会福祉法人いずみ会聖神学園と鳩山町との協調を図り、相互に援助活動を行うことにより、損害を未然に防止あるいは最小限にとどめることを目標とする。

## （通報）

第2条 甲または甲の近隣に火災等災害が発生した場合、甲及び乙は、直ちに消防署等に通報するとともに、甲または乙に通報し、協力を依頼するものとする。

## （初期消火、避難誘導）

第3条 甲及び乙は、消防隊が到着するまでの間、初期消火を行い、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、甲の入所者や利用者あるいは乙の住民を安全な場所まで避難誘導を行うものとする。

## （避難場所の提供）

第4条 甲及び乙は、災害時の安全を確保するため、必要に応じて、敷地や建物を避難場所として提供するものとする。

## （奉仕）

第5条 甲及び乙の援助活動は、奉仕によるものとする。

## （連絡会議）

第6条 甲及び乙は、相互に情報交換を行い、災害時に迅速に対応できるよう、原則として年1回連絡会議を開催するものとする。

## （疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成19年8月28日

## 社会福祉法人いずみ会ケアホーム今宿寮及び鳩山町災害時相互援助協定書

社会福祉法人いずみ会ケアホーム今宿寮（以下「甲」という）と鳩山町（以下「乙」という）は、災害時に際し相互援助するため、次のとおり協定書を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に社会福祉法人いずみ会ケアホーム今宿寮と鳩山町との協調を図り、相互に援助活動を行うことにより、損害を未然に防止あるいは最小限にとどめることを目標とする。

## （通報）

第2条 甲または甲の近隣に火災等災害が発生した場合、甲及び乙は、直ちに消防署等に通報するとともに、甲または乙に通報し、協力を依頼するものとする。

## （初期消火、避難誘導）

第3条 甲及び乙は、消防隊が到着するまでの間、初期消火を行い、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、甲の入所者や利用者あるいは乙の住民を安全な場所まで避難誘導を行うものとする。

## （避難場所の提供）

第4条 甲及び乙は、災害時の安全を確保するため、必要に応じて、敷地や建物を避難場所として提供するものとする。

## （奉仕）

第5条 甲及び乙の援助活動は、奉仕によるものとする。

## （連絡会議）

第6条 甲及び乙は、相互に情報交換を行い、災害時に迅速に対応できるよう、原則として年1回連絡会議を開催するものとする。

## （疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成19年8月28日



## 災害時における飲料供給に関する協定書

鳩山町（以下、「甲」という。）とサッポロ飲料株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における飲料供給に関し、以下のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲において災害が発生した場合における、甲に対する乙の飲料供給の協力について定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定で「災害」とは、災害救助法施行令第1条で規定される程度の災害が発生し、水道または電気等のライフラインが絶たれたときを指す。

## （災害時における飲料提供）

第3条 乙は、災害時に甲から飲料供給の要請があった場合、その要請に応えるよう万全を期すものとする。

2 甲は前項の乙への要請を電話等、甲の任意の方法により行うことができる。ただし、後日速やかに供給内容確認のために別途乙の指定様式に必要事項を記入のうえ、甲から乙に提出するものとする。

3 前項の連絡を受けた場合、乙はできる限り早く供給可能な飲料の数量、運送可能な場合・日時等を甲に連絡する。

4 災害時、同一災害のために国（警察・消防・自衛隊等を含む）及び埼玉県から乙に対して飲料供給の要請があった場合、乙は甲に連絡のうえその要請を優先することができる。

## （代金決済）

第4条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び供給費用等については、甲が負担するものとする。

2 前項の規定による対価・費用等は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## （災害対策用自動販売機）

第5条 乙は、甲の災害対策用として設置する自動販売機の庫内在庫を、災害時には甲が無償で利用することを認める。当該自動販売機の利用詳細については甲乙間別途定める。

対象となる自動販売機は下記のとおりとする。

設置場所	設置先住所
旧 松栄小学校	〒350-0313 埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘 4-1-1

## （期間）

第6条 この協定の有効期限は、この協定締結の日より1年間とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれかから異議の申し出がない限り、この契約は更に1年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。

## （協議）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議をして定めるものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通保有する。

平成19年9月5日

## 社会福祉法人いずみ会西山荘及び鳩山町災害時相互援助協定書

社会福祉法人いずみ会西山荘（以下「甲」という）と鳩山町（以下「乙」という）は、災害時に際し相互援助するため、次のとおり協定書を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、不時の災害発生時（地震・風水害・火災等）に社会福祉法人いずみ会と鳩山町との協定を図り、相互に援助活動を行うことにより、損害を未然に防止あるいは最小限にとどめることを目標とする。

## （通報）

第2条 甲または甲の近隣に火災等災害が発生した場合、甲及び乙は、直ちに消防署等に通報するとともに、甲または乙に通報し、協力を依頼するものとする。

## （初期消火、避難誘導）

第3条 甲及び乙は、消防隊が到着するまでの間、初期消火を行い、被害を最小限にとどめるよう努めるとともに、甲の入所者や利用者あるいは乙の住民を安全な場所まで避難誘導を行うものとする。

## （避難場所の提供）

第4条 甲及び乙は、災害時の安全を確保するため、必要に応じて、敷地や建物を避難場所として提供するものとする。

## （奉仕）

第5条 甲及び乙の援助活動は、奉仕によるものとする。

## （連絡会議）

第6条 甲及び乙は、相互に情報交換を行い、災害時に迅速に対応できるよう、原則として年1回連絡会議を開催するものとする。

## （疑義等の解決）

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙双方で協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

平成19年10月5日

## アマチュア無線による災害時の情報伝達に関する協定書

鳩山町（以下「甲」という。）とアマチュア無線クラブ防災NET鳩山（以下「乙」という。）は、災害発生時又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）における情報の収集・伝達を行うため、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は「甲」の行政区域で災害発生時等において、乙の会員（以下「会員」という。）が甲に協力して、災害に関する情報の収集・伝達を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定における災害とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。

## （活動の性格）

第3条 この協定における会員の活動は、ボランティア精神に基づいて行うものとする。

## （情報の収集等の要請）

第4条 甲は、災害発生時等において、公衆通信回線その他の手段による通信が著しく困難な場合で、災害情報の収集・伝達が必要であると認められるときは、乙に対し協力を要請することができる。

## （要請手続）

第5条 この協定に基づく要請手続は、総務課長が担当する。  
2 前項の要請手続は、口頭、電話、アマチュア無線等をもって行い、事後において文書を提出するものとする。

## （要請による活動）

第6条 乙は、第4条の規定により甲の要請を受けたときは、クラブ局を通じて組織的に情報の収集・伝達を行うものとする。

## （災害情報の提供）

第7条 乙は甲から協力要請が無くても、必要と思われる災害情報については甲に提供するものとする。

## （名簿の提出）

第8条 乙の長は、毎年1回その会員の名簿を甲に提出するものとする。

## （ボランティア活動保険等）

第9条 甲が乙に協力を要請した場合、乙は甲が加入するボランティア活動保険の適用を受けられるものとする。

## （訓練の参加）

第10条 乙は、甲が実施する防災訓練に参加することができる。

## （協定期間）

第11条 この協定は、平成21年7月1日から平成22年6月30日までとする。  
2 前項の協定期間は、甲、乙から何ら意思表示のないときは、協定期間は更に年更新されるものとし、その後もまた同様とする。

## （協議）

第12条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定す

るものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成 21 年 7 月 1 日

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 菊川滋（以下「甲」という。）と、鳩山町長小峰孝雄（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、鳩山町の地域について災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、「情報交換」という。）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

## （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 鳩山町内で重大な被害が発生又は発生するおそれがある場合
- 二 鳩山町災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲又は乙が必要とする場合

## （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関する事
- 三 その他甲又は乙が必要な事項

## （情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

## （平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

## （協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成22年12月20日

## 災害時における県立学校の使用に関する覚書

埼玉県立鳩山高等学校（以下「甲」という。）と鳩山町（以下「乙」という。）は、鳩山町地域防災計画において避難所として指定されている甲の施設について、災害時に避難施設として使用するに当たり、管理・運営方法等を、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づき、次のとおり覚書を締結する。

## （避難施設）

第1条 この覚書において、「避難施設」とは、甲の施設のうち避難所として使用する「体育館」をいう。

## （鍵の貸与）

第2条 甲は、災害発生時に備え、乙に別紙1の鍵を1組貸与し、乙は貸与された鍵を適正に保管するものとする。

2 乙は、貸与された鍵の保管責任者を文書で甲に報告するものとする。

また、保管責任者に変更があった場合には、その都度文書で甲に報告するものとする。

## （避難所開設等）

第3条 乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。

2 乙は、災害が発生した場合において、乙が開設した他の避難所と同様に被災情報の伝達及び救援物資等の提供を行うものとする。

## （防災関連情報の交換）

第4条 甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、必要に応じて相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議しておくこととする。

## （防災訓練の参加）

第5条 甲は、乙が行う避難施設を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、この覚書に関する連絡責任者をそれぞれ定め、相互に通知するものとする。

## （覚書の有効期間）

第7条 この覚書は締結の日から施行し、甲又は乙から解除の申し出がない限り継続するものとする。

## （協議）

第8条 前各条に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれの1通を所持する。

平成22年10月1日

## 災害時等における情報提供、電力復旧等に関する協定書

鳩山町（以下「甲」という）と東京電力株式会社川越支社（以下「乙」という）は、鳩山町内における地震、風水害、その他の災害発生時または発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という）における情報提供、電力復旧等に関し、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時等に鳩山町地域防災計画に基づく情報の収集等の一環とし、災害時等による大規模停電事故が発生した場合や、広範囲にわたる長時間停電等に対し、いち早く電力を供給し市民生活の早期安定を図るため、甲、乙が連携して電力復旧活動に取り組む事等を目的に、必要な事項を定めるものとする。

## （協定の内容）

第2条 甲及び乙は、災害が発生し広範囲における停電が発生した場合、または発生するおそれのある場合、次の事項について努めるものとする。

- (1) 広域停電及び一般被害や通常業務において知り得た情報の提供
- (2) 防災行政無線等の活用による広報活動
- (3) 物資の提供
- (4) 施設及び駐車場の提供
- (5) 電力復旧優先施設の設定

## （情報の提供）

第3条 甲及び乙は通常の業務において知りえた情報を相互に共有するものとし、情報提供の方法は、電話又はファックス等により行うものとする。

- (1) 広域停電及びに復旧見込み等に関する情報
- (2) 河川等の氾濫による道路冠水等に関する情報
- (3) 河川等の氾濫に伴う堤防等の越水、漏水、洗堀、決壊等に関する情報
- (4) 家屋倒壊、倒木等による道路状況に関する情報
- (5) 地震、大雨等による土砂崩壊箇所に関する情報
- (6) その他防災に関する情報

## （広報活動）

第4条 甲及び乙は、電力復旧に関する広報活動に努めるものとする。

- (1) 乙は、災害時等による大規模停電事故及び広範囲にわたる長時間停電が発生し、乙独自で速やかな広報活動が出来ない場合、甲に対し、防災行政無線による通報の依頼を行うことができる。甲は、依頼を受けた場合、甲、乙協議のうえ、防災行政無線を活用し、市民等に対して広報を行う
- (2) 放送後の市民からの照会は、乙が責任をもつて行う
- (3) 甲及び乙は、防災行政無線以外の広報が必要と判断した場合、甲、乙協議のうえ、乙の車両による広報活動を行う

## （物資の提供）

第5条 乙は、災害時等において、甲に災害対策本部またはその他の緊急対策のための組織が設置され、甲から物資（別紙参照）の提供について要請があった場合、協議のうえ提供するものとする。

## （施設及び駐車場の提供）

第6条 甲は、電力復旧活動に伴い、乙から甲の所有する施設及び駐車場等の使用について要請があった場合、甲、乙協議のうえ、提供するものとする。なお、乙の行う電力復旧活動には、鳩山町近隣での電力復旧活動も含まれるものとする。

## （優先施設の設定）

第7条 甲及び乙は、鳩山町内の避難施設等における電力復旧優先順位について、甲、乙協議のうえ、設定し、電力復旧活動を行うものとする。

(費用負担)

第8条 第5条及び第6条の規定に基づく提供に伴う甲及び乙の費用負担は、無償とする。

(遵守事項)

第9条 この協定を相互の理解と信頼の下に運営するため、次の事項を遵守するものとする。

- (1) この協定の締結事実を自己または他人を利するための手段として利用しないこと。
- (2) この協定の締結またはこの協定に基づく活動を通じて知り得た秘密を他人に漏らさないこと。

(会議の開催)

第10条 この協定及び防災に関して情報の共有化を図るため、必要に応じて関係各所との会議を開催するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結から平成23年3月31日までとする。ただし、協定期間満了30日前までには、甲、乙いずれかが協定の解除または変更の申し出をしないときには、1年間延長されるものとみなし、以後この例によるものとする。

(定めのない事項等)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

平成22年12月1日



## 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、鳩山町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

## （支援協力の種類）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- (2) 町内における電気に係る事故防止に関すること。
- (3) 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- (4) 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- (5) 災害発生時における復旧に関すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

## （支援協力要請の手続き）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第1号）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

- (1) 支援協力の種類
- (2) 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- (3) 支援協力を希望する期間

## （支援協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。

ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

## （復旧作業後の引渡）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2号）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。

ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式第2号）を提出する。

## （復旧実施マニュアルの掲示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に掲示するものとする。

## （経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

## （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成22年12月16日から平成23年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から1年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成22年12月16日

## 災害時における物資の輸送に関する協定書

鳩山町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 鳩山町地域防災計画の災害時応急対策活動及び市町村等の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

## （要請）

第2条 甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 要請理由
- (2) 輸送年月日（実施日）
- (3) 輸送する物資名、数量及び輸送先
- (4) その他必要とする事項

## （実施）

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供し緊急輸送を行うものとする。

## （報告）

第4条 乙は、前条の規定により緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第2号）により報告するものとする。

## （費用の負担）

第5条 乙が第2条の規定により緊急輸送を実施した場合に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用については、原則乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第10条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（8時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。
- 3 緊急輸送を実施した時期に燃料の高騰が著しい場合は、サーチャージ料を実費請求するものとし、又、実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費（宿泊料のみを基本とし飲酒等に係る費用は除く。）を負担し、その他不測要因については、甲、乙間で協議するものとする。

## （費用の請求及び支払い）

第6条 乙は緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

## （事故等）

第7条 乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。

- 2 災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。
- 3 乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用

は甲が負担するものとする。

(災害時相互応援協定市町村等への適用)

第8条 この協定は、甲が締結した災害時相互応援協定市町村等の地域に地震、風水害等の災害が発生し、甲が災害時応急対策活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

(協定の期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲、乙いずれかから協定の解消若しくは変更の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消若しくは変更の申し出は、期間満了日の1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙間でその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成24年3月28日

## 災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設等に関する協定書

社会福祉法人鳩山松寿会鳩山松寿園を「甲」とし、鳩山町を「乙」とし、甲乙間において、平成19年4月1日に締結した「社会福祉法人鳩山松寿会鳩山松寿園及び鳩山町災害時相互援助協定書」の全部を改正する。

鳩山町（以下「甲」という。）と社会福祉法人鳩山松寿会（以下「乙」という。）との間において、鳩山町内に発生した地震、その他による災害（以下「災害」という。）時における二次避難所（福祉避難所）の開設等の相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に平常時より連携を密にし、災害時において何らかの特別な配慮を必要とする災害時要援護者（以下「要援護者」という。）の安全確保を図るため、甲が、乙の運営する施設に、福祉避難所として開設及び運営することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## （定義）

第2条 この協定において、福祉避難所とは、要援護者で、福祉施設や医療機関等に入所又は入院することを要さない在宅者を一時的に受け入れる施設をいう。

## （福祉避難所へ受け入れる対象者）

第3条 福祉避難所へ受け入れる対象者は、災害で被災した要援護者及び家族等の介助者とする。

## （福祉避難所の開設依頼）

第4条 甲は、福祉避難所を開設する必要がある場合、乙に対して口頭により依頼を行うものとする。この場合において、甲は乙に対し速やかに福祉避難所開設依頼書（様式第1号）により通知するものとする。

## （福祉避難所の開設及び受け入れ）

第5条 乙は、甲から前条の規定による依頼を受けたときは、施設の職員の参集状況及び被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

- 2 甲は、乙が福祉避難所を開設した場合は、乙の受け入れ可能人員及び移送方法等について、乙と協議する。
- 3 第3条に規定する対象者を福祉避難所に受け入れる際は、原則として、家族等の介助者が同伴するものとする。

## （福祉避難所の運営）

第6条 福祉避難所の運営は、乙が行うものとし、甲は乙に協力するものとする。

- 2 甲は、乙に対し必要な情報を、迅速に提供するよう努める。
- 3 甲は、備蓄物資の保管及び日常生活用品、食料、介護必需品、医療関係物資等の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努める。

## （要援護者の移送）

第7条 福祉避難所への対象者の移送は、原則として当該対象者の家族等の介助者が行うものとする。ただし、家族等の介助者による移送が困難な場合、乙は当該対象者の移送を行うよう努めるものとする。

2 甲は、移送時に、次に掲げる事項を書面により乙に通知しなければならない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、生年月日、年齢性別、心身の状況
- (2) その他、避難所生活を送るうえでの注意事項等

(福祉避難所の開設の期間)

第8条 福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、災害の規模や被災状況により開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ延長期間を決定するものとする。

2 甲は、前項の規定により開設の期間を延長する際は、乙に対し福祉避難所開設期間延長申請書(様式第2号)を提出するものとする。

(福祉避難所の閉鎖)

第9条 甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

2 甲は、前項に基づき福祉避難所を閉鎖する際は、乙に対し速やかに福祉避難所使用終了届(様式第3号)を提出するものとする。

(費用負担)

第10条 福祉避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

(情報の共有)

第11条 甲及び乙は、災害が発生した場合は、通信回線及び防災行政無線など、あらゆる手段を講じながら、相互に情報の共有を図るものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の運営にあたり業務上知り得た要援護者及びその家族等の個人情報を漏らしてはならない。

(連絡会議)

第13条 甲及び乙は、平常時から相互に情報交換を行い、災害時に迅速に対応できるよう、原則として年1回連絡会議を開催するものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも更新しない旨の申出がないときは、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

平成25年5月31日

## 資料編 2-2-6 災害発生による応援要請について

災害応援要請書の様式

第 年 月 日

〇〇〇〇市町村長 様

鳩山町長

## 災害発生による応援要請について

大規模災害時における相互応接協定に関する協定第5条の規定に基づき、  
次のとおり応援を要請します。

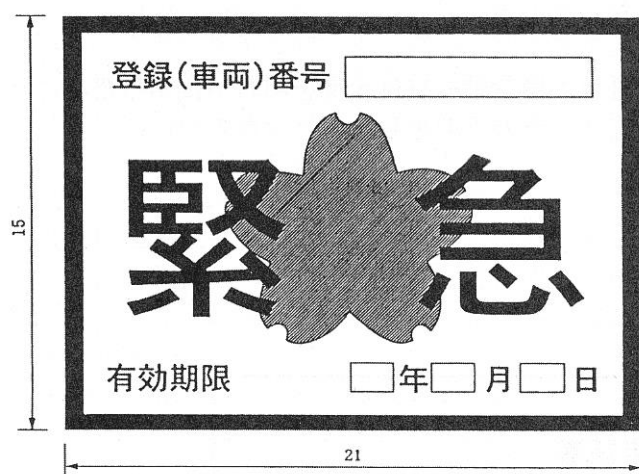
項 目	内 容
1 被害の状況	
2 応援の場所 及び到達経路	
3 応援を受ける 期間	
4 応援の種類 及び内容	
5 応援を要する 職種別人員	
6 その他応援に 必要な事順	

## 資料編 2-2-7 緊急通行車両等の確認申請書様式

(様式第1)

緊急通行車両等確認申請書		年 月 日
埼玉県知事 様		住所 申請者 氏 名
		印
下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。 記		
番号順に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	( ) 局 番
	氏 名	
通行日時		
通過経路	出発地	目的地
備考		

(様式第2)



## 備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する処置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



(様式第3)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両等確認証明書			
		埼玉県知事 印	
番号順に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通過経路	出 発 地		目 的 地
備 考			

## 資料編 2-2-8 文化財一覧表

平成 22 年 5 月 1 日現在

種 別	名 称		所 在 地	所有者又は管理者
記 念 物	物 見 山 岩 殿 山 観 音 の 勝	県	大字石坂	
記 念 物	赤 沼 古 代 瓦 窯 跡	〃	大字赤沼 1482-2	小峰 伊佐男
記 念 物	石 田 国 分 寺 瓦 窯 跡	〃	大字赤沼 1476-1	鳩山町
有 形 文 化 財	雲 板	〃	大字赤沼 17	宗教法人 円正寺
無 形 民 俗 文 化 財	泉 井 神 社 獅 子 舞	町	大字泉井字正南 302	泉井神社氏子
無 形 民 俗 文 化 財	毛 呂 神 社 屋 台 囃 子	〃	大字熊井字向山 1742	毛呂神社氏子
無 形 民 俗 文 化 財	八 坂 神 社 祭 り 囃 子	〃	大字今宿 236	八坂神社氏子
記 念 物	八 幡 神 社 の イ チ イ ガ シ	〃	大字高野倉 454	八幡神社氏子
記 念 物	十 郎 横 穴 群	〃	大字石坂字重郎	山本 勇之助
記 念 物	舂 井 戸 遺 跡	〃	大字須江字榊井戸 403-1	黒石神社氏子
有 形 文 化 財	円 正 寺 の 御 朱 印 状	〃	大字赤沼 17	宗教法人 円正寺
有 形 文 化 財	円 正 寺 の 宝 篋 印 塔	〃	〃	〃
有 形 文 化 財	円 正 寺 不 動 堂 の 算 額	〃	〃	〃
有 形 文 化 財	円 正 寺 不 動 堂 の 鰐 口	〃	〃	〃
有 形 文 化 財	円 正 寺 不 動 堂 の 絵 馬	〃	〃	〃
記 念 物	円 正 寺 の 教 恩 碑	〃	〃	〃
有 形 民 俗 文 化 財	円正寺不動堂のおみくじ及び版木	〃	〃	〃
有 形 文 化 財	横 田 家 旗 差 物	〃	大字石坂 1262	宗教法人 休山寺
記 念 物	休 山 寺 の 教 恩 碑	〃	〃	〃
有 形 文 化 物	休 山 寺 の 十 一 面 観 音 立 像	〃	〃	〃
有 形 文 化 物	休 山 寺 の 釈 迦 如 来 坐 像	〃	〃	〃
有 形 文 化 物	金 沢 寺 の 十 三 仏 板 碑	〃	大字泉井 1376	宗教法人 金沢寺
有 形 文 化 物	真 光 寺 の 水 天 画 像	〃	大字大豆戸 304	宗教法人 真光寺
有 形 文 化 物	興 長 寺 の 半 鐘	〃	大字小用 204	宗教法人 興長寺
有 形 文 化 物	山 下 6 号 窯 跡 出 土 須 恵 器	〃	大字熊井 2024-1	鳩山町教育委員会
有 形 文 化 物	雷 遺 跡 出 土 瓦	〃	〃	〃
有 形 文 化 物	赤 沼 宇 四 反 田 出 土 蔵 骨 器	〃	〃	〃
有 形 文 化 物	大 平 遺 跡 出 土 蔵 骨 器	〃	〃	〃
有 形 文 化 物	穂 積 稻 天 画 学 校 場 図 絵	〃	大字泉井 520	鳩山町(鳩山町教育委員会)
有 形 文 化 物	亀 井 小 学 校 関 係 資 料	〃	〃	〃
有 形 文 化 物	須 恵 器 香 炉 蓋 状 製 品	〃	大字熊井 2024-1	鳩山町教育委員会
有 形 文 化 物	土 製 印 章	〃	〃	〃
有 形 文 化 物	須 恵 器 在 銘 壺	〃	〃	〃
有 形 文 化 物	須 恵 器 底 裏 在 銘 壺	〃	〃	〃
有 形 文 化 物	休 山 寺 の 半 鐘	〃	大字石坂 1262	宗教法人 休山寺
記 念 物	雷 遺 跡	〃	大字赤沼字雷 1661-1 (ほか)	鳩山町
有 形 文 化 財	円 正 寺 の 木 造 聖 観 音 坐 像	〃	大字赤沼 17	宗教法人 円正寺
有 形 文 化 財	円 正 寺 の 木 造 十 一 面 観 音 立 像	〃	〃	〃
有 形 文 化 財	阿 弥 陀 堂 の 銅 造 観 音 立 像	〃	大字大橋 565-1	吉野 彰彦
有 形 文 化 財	妙 光 寺 の 木 造 地 蔵 菩 薩 半 胸 像	〃	大字熊井 598	宗教法人 妙光寺
有 形 文 化 財	妙 光 寺 の 弘 安 九 年 板 碑	〃	〃	〃
有 形 文 化 財	高 野 倉 村 名 主 家 文 書	〃	大字熊井 2024-1	鳩山町(鳩山町教育委員会)
有 形 文 化 財	赤 沼 村 秣 場 争 論 裁 許 絵 図	〃	大字赤沼 894	大字赤沼
有 形 民 族 文 化 財	石 井 家 伝 来 常 滑 焼 種 壺	〃	大字赤沼 2060	石井 文夫
有 形 文 化 財	窯 元 根 岸 家 熊 井 焼 伝 世 品	〃	大字熊井 712	根岸 一郎

## 資料編 2-3-1 り災証明申請書

り 災 証 明 申 請 書	
年 月 日	
鳩山町長 様	
申請者 住 所 _____ 氏 名 _____ 電 話 _____	
1 使用目的及び 証明の提出先	
2 申請人とり災 物件の関係	所有者 管理者 占有者 その他 ( )
3 り 災 日 時	年 月 日 時 分頃
4 り災物件の 所在地	
5 所 有 者 等	
6 災 害 の 種 類	風水災 震災 その他 ( )
7 り災物件及び 程度	_____ _____ _____ _____
※ 第 _____ 号	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考 ※印の欄は、記入しないでください。

## 資料編 2-3-2 り災証明書

## り 災 証 明 書

年 月 日

鳩山町長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_  
 電 話 \_\_\_\_\_

1 使用目的及び 証明の提出先	
2 申請人とり災 物件の関係	所有者 管理者 占有者 その他 ( )
3 り 災 日 時	年 月 日 時 分頃
4 り災物件の 所在地	
5 所 有 者 等	
6 災 害 の 種 類	風水災 震災 その他 ( )
7 り災物件及び 程度	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

※ 第 \_\_\_\_\_ 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

鳩山町長

印

資料編 2-3-3 り災証明交付簿

り 災 証 明 交 付 簿

番号	受 付 年 月 日	交 付 年 月 日	使用 目的	申 請 者 住 所	申 請 者 氏 名	取扱者

## 資料編 2-3-4 災害弔慰金の支給

対 象 災 害	ア 災害救助法による救助が行われた自然災害が対象となる。 イ 県内の他市町村において、自然災害で災害救助法による救助が行われた場合、鳩山町の同一災害による被害も対象となる。 ウ アのほか、鳩山町の区域内で5世帯以上の住居の滅失があった自然災害が対象となる。 エ ア、ウと同等と認められる特別の事情がある場合の自然災害
支 給 対 象	ア 上記の災害による死亡者（3ヶ月以上の行方不明者も含む。） イ 鳩山町の区域外（県外も含む。）で災害に遭遇して死亡した者
支給対象遺族	死亡当時の配偶者（事実婚を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）
支 給 額	ア 死亡者が遺族の生計を維持していた場合 500万円 イ ア以外の場合 250万円
費 用 負 担	国 1/2・県 1/4・市町村 1/4、ただし、県、市町村の負担分は特別交付税で算定される。

## 資料編 2-3-5 災害障害見舞金の支給

対 象 災 害	災害弔慰金の場合と同様である。
支 給 対 象	上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。
支 給 額	ア 上記支給対象者が世帯の生計を主として維持していた場合 250万円 イ ア以外の場合 125万円
費 用 負 担	災害弔慰金の場合と同様である。